

# 議 事 日 程

令和 2 年第 1 回 浜中町 議会 定例会

令和 2 年 3 月 1 0 日 午前 1 0 時開議

日 程	議 案 番 号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般報告
日程第 5		行政報告
日程第 6	調 査 報 告	総務経済常任委員会所管事務調査報告について
日程第 7	調 査 報 告	広報公聴常任委員会所管事務調査報告について
日程第 8	決議案第 1 号	「民族共生の未来を切り開く」決議
日程第 9	議案第 9 号	令和元年度浜中町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 1 0	議案第 1 0 号	令和元年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 1	議案第 1 1 号	令和元年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2	議案第 1 2 号	令和元年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 1 3	議案第 1 3 号	令和元年度浜中診療所特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 4	議案第 1 4 号	令和元年度浜中町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 5	議案第 1 5 号	令和元年度浜中町水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 6		町政執行方針
日程第 1 7		教育行政執行方針
日程第 1 8	議案第 1 6 号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 9	議案第 1 7 号	固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 1 8 号	公の集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 1 9 号	浜中町看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 2 0 号	浜中町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

---

◎開会宣告

---

○議長（波岡玄智君） 令和2年第1回浜中町議会定例会を開会します。

---

◎開議宣告

---

○議長（波岡玄智君） これから本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

---

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって、2番田甫議員及び3番秋森議員を指名します。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

---

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。

本件については議会運営委員会から、本定例会の議事運営について報告書の提出がありました。

委員長より報告を求めます。

8番三上議員。

○8番（三上浅雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。  
これで報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期の決定

---

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は議会運営委員会報告のとおり、本日から18日までの9日間とし、うち14日及び15日の2日間を休会にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって本定例会の会期は、本日から18日までの9日間とし、うち14日及び15日の2日間を休会することに決定しました。

---

### ◎日程第4 諸般報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件はお手元に配付のとおりです。

次に、今回までの議会関係諸会議等については記載のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎日程第5 行政報告

---

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日、第1回浜中町議会定例会に議員全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 引き続いて、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 前議会からこれまでの教育行政の主なものについて御報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

---

◎日程第6 総務経済常任委員会所管事務調査報告について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第6 所管事務調査報告をします。

本件については、総務経済常任委員会で所管の事務調査を行い、このたび報告書の提出がありました。

職員に報告書を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （調査報告朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 委員長より報告を求めます。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

---

◎日程第7 広報公聴常任委員会所管事務調査報告について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第7 所管事務調査報告をします。

本件については、広報公聴常任委員会で所管の事務調査を行い、このたび報告書の提出がありました。

職員に報告書を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （調査報告朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 委員長より報告を求めます。

2番田甫議員。

○2番（田甫哲朗君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。

これで報告を終わります。

---

◎日程第8 「民族共生の未来を切り開く」決議

---

○議長（波岡玄智君） 日程第8 決議案第1号を議題とします。

職員に決議案を朗読させます。

○議事係長（白川貴之君） （朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は趣旨説明、質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明、質疑討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから決議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 議案第9号 令和元年度浜中町一般会計補正予算（第7号）

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第9 議案第9号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第9号「令和元年度浜中町一般会計補正予算（第7号）」につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

この度の補正は年度末に当たり事業費の確定による減額補正や、除雪経費など今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。

補正の主なものを申し上げますと2款総務費では、「新庁舎建設に要する経費」で新庁舎等建設工事の確定などにより2092万円を減額、「基金積立金」で財政調整基金積立金5044万8000円を追加するなど、全体で933万8000円の追加。3款民生費では、「老人福祉施設措置費に要する経費」1400万円を減額するなど、全体で962万2000円の減額。4款衛生費では、「浜中診療所特別会計繰出金」501万3000円、「水道事業会計繰出金」933万9000円をそれぞれ減額するなど、全体で3819万8000円の減額。5款農林水産業費では、「港湾整備事業に要する経費」で国直轄港湾整備事業管理者負担金1503万円、「海岸整備事業に要する経費」で事業費確定などにより1576万1000円をそれぞれ減額するなど、全体で7324万8000円の減。7款土木費では、「町道維持管理に要する経費」で町道除雪業務委託料2000万円を追加するなど、全体で873万2000円の追加。8款消防費で

は、「避難施設等建設に要する経費」で避難施設等建設工事の確定などにより1873万円を減額するなど、全体で2066万6000円の減額。9款教育費では、「教育委員会事務局に要する経費」で559万円、「給食センターに要する経費」で453万4000円をそれぞれ減額するなど、全体で2242万円の減額。10款公債費では、「地方債償還利子」で貸付利率の見直し及び貸付実績により684万4000円を減額するなど、全体で625万5000円の減額。11款給与費では、職員の採用退職等によるもので793万1000円の減額となります。

以上により、今回の補正額は1億9559万9000円の減額となります。

一方、歳入につきましては、1款町税では、個人町民税など最終収納見込みにより全体で1689万2000円の追加、15款国庫支出金2067万4000円及び16款道支出金2370万4000円の減額は、いずれも事業費等の確定による交付額の実績見込み分であります。19款繰入金では、財政調整基金繰入金の減額などで3999万8000円の減額。22款町債では、事業費及び同意額の確定などにより1億2660万円を減額するものであります。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、94億905万8000円となります。

次に、「第2表繰越明許費」につきましては、いずれの事業も年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して事業実施しようとする金額の限度額を定めようとするものであります。

次に、「第3表継続費補正」につきましては、平成30年度及び令和元年度に設定いたしました「新庁舎等建設工事」、「新庁舎等建設工事監理業務委託料」、「避難施設等建設工事」及び「避難施設等建設工事監理業務委託料」に係る継続費を変更しようとするものであります。

次に、「第4表債務負担行為補正」につきましては、漁業近代化資金の利子補給の支払契約につきましては、令和元年度分の融資実績による利子補給金額の確定に伴い、期間は令和2年度から令和11年度までとし、限度額は23万4000円にしようとするもの。浜中町中小企業特別融資資金の利子補給の支払契約につきましては、令和元年度分の融資実績による利子補給金額の確定に伴い、期間は令和2年度から令和8年度までとし、限度額は93万4000円にしようとするものであります。

次に、「第5表地方債補正」につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由を御説明いたしましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第9号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** 7点ほどお聞きしますので、簡潔にお答えいただきたいと思えます。

まず、49ページ、老人福祉施設措置費に要する経費の措置費でありますけれども、これについては特養老人ホーム根室隣保院、釧路長生園、これに入所された方の減というふうに思っておりますけれども、前年度同期と現在の入所状況はどうなっているのかお知らせをいただきたいと思えます。

次に、61ページ、じん芥処理に要する経費の13節委託料、この経費につきまして700万円の減額補正となっておりますけれども、新年度予算を対比してみますと4455万7000円ということで20万7000円、現行よりもアップしているということで、そんなに変わらない予算を当初予算で組んでいて、新年度についても同じくらいの金額の予算。そういう状況の中で700万円の減というのはどういう内容になっているのかをお知らせいただきたい。

次に、73ページ、栽培漁業に要する経費でございます。その委託料の浜中町ウニ種苗生産センター実施設計委託料につきましては、全員協議会で説明があつて、ウニ漁業者に関して言えば、待望の施設が完成するという説明があつて、大変喜んでいる次第であります。そこで、説明の中でちょっと聞き取れなかった部分の確認をさせていただきたいのですが、実は、当初予算で1674万円ございました。それで、執行残として12月定例会で1340万円の減額をしております。契約額はたぶん、減額したということは契約が終わっているということだと思つたので、契約額は1540万円ということで、減額補正をされたものと理解をしておりますけれども、今回50万円の追加補正ということでありますけれども、この補正の必要性というのはどこにあったのかということの説明をちょっと聞き漏らしたので改めてお聞きしたいのと、この契約については、たぶん随意契約をされたのかなと思つたのですが、その契約の仕方について問題はないのかどうか。この辺を確認しておきたいと思えます。

それから、83ページ、町道維持管理に要する経費の町道除雪業務委託料ということ

でございますが、これについては今回2000万円追加補正をされて、総額で6000万円ということであります。今月5日に暴風雪がありまして、もう既に6000万円を超えているのではないかというふうに思っております。それで今日、明日については雨ということで、雪解けも進むという事は確かにあるのでしょうかけれども、例年17日から24日まで彼岸があり、彼岸荒れというのが毎年のようにあるということで、その除雪対応。それから、市街地、今は学校が休校ですけれど、例年であれば歩道の排除雪も出てくるのかなと思っておりますが、今回は、それは年度内ですから休校になりますか分からないということですが、いずれにしても不足するであろうというふうに思っております。その対応の部分について、どういうふうに対応していくのかお知らせいただきたい。

それから87ページ、災害対策に要する経費であります。避難施設等建設に要する経費の工事請負費、避難施設等建設工事で1833万円を減額されておりますけれども、これについては当初予算では10工事で7億7550万8000円、継続費の2年目ということで計上されていますし、6月補正で発電棟の建設工事、それから車庫棟の建設工事を前倒しで実施するというので、1億7683万6000円を追加して、9億5234万4000円になっているわけでございます。それと8月に専決処分で路盤の関係で設計変更をされておまして、これで786万円を追加して、今現在9億7204万円の既定予算ということで理解しておりますが、その大きな10工事、当初予算では10工事、それから6月補正では2工事の追加、8月の専決では設計変更という中で、どの事業に対して1833万円が減額されているのかをお知らせいただきたい。

それから、ちょっと戻りますが57ページ、歯科診療所に要する経費でございます。これの需用費の修繕料であります。166万7000円の計上であります。新年度予算では62万3000円と修繕料の計上はありますけれども、せっかく浜中歯科診療所に医師が増えたということで地域住民も喜んでおられますけれども、歯科の住居スペース等の修繕についてはこの166万7000円の追加で、当初予算が45万4000円ありますから、総額で212万1000円ですけれども、その修繕等についてこの200万円ちょっとの金額でどういった修繕がされるのか。

それと、もう一つお聞きしたいのですけれども、来られる医師については鉏路市の医院からの派遣医であると聞いております。毎週1泊するというのでありますけれども、その契約関係ですね。浜中歯科診療については、従来どおり茶内歯科診療所の医師

のもとで派遣されて、雇用契約があつて来ていただいている。現在は、釧路市の医院から派遣されているということの直接的な契約。浜中町としての契約の介在というのとはどうなっているか。この辺をやはりきちんとしておく必要があるのではないかなと思っておりますので、その辺を含めてお聞きしておきたいと思ひます。

それと、最後ですけれども101ページの給食センターに要する経費であります。これについては562万円の減額であります。まず減額の理由。調理員賃金の減額であります。先ほど教育長が言われたように、新型コロナウイルスで町内の各校については3月24日まで休校になるということで、当然、給食も止まっているわけですのでお尋ねしますけれども、この減額については、コロナウィルスが発生する前の補正の要求があつて計上されたものと思ひますけれども、今現在、給食のない状態の調理員が9人いるはずですが、その雇用はどうなっているか。賃金はきちんと支払われているのか。支払われているとすれば、どういう状態で仕事をされているのか。それと、食材の賞味期限等について影響はないのかどうか。

それと、もう一つ。仮にパート雇用されている調理員がいるとすれば、その方は来ないわけですから、当然、賃金は払われぬ。その場合、国が言っているように何らかの形で補てんするのかということですが、例えば特別交付税の特殊事情ということで、交付税に措置されて、それがその勤務されなかつた方に補てんという形で処理されるのかどうか。その辺をあわせてお聞きしておきたいと思ひます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 49ページ民生費、老人福祉施設措置費に要する経費の1400万円の減の理由ですけれども、当初24名分の措置費ということで予算計上させていただいております。新規8人ということで計上させていただきました。平成30年度の話をしていただきますと、根室隣保院が7人の入所、これが令和元年になりますと8人の入所数となっております。釧路長生園につきましては、平成30年度9人、元年度になりますと7人ということで、令和元年度については15人となりますので、実質24人から15人になったことによる措置費の減ということになっております。

それと衛生費、57ページの歯科診療所に要する経費の需用費、修繕料の関係です。166万7000円の増ですが、この部分の内訳を先にお話しさせていただきます。医師住宅の修繕に関わる部分ですが、屋内給湯の配管等の修理で56万5400円を予定しております。それと、診療所1階ですが、診療室等の暖房配管の

修理ということで88万円予定しております。あと、スタッフルームの暖房補修ということで、既にこれは工事が終わっており、予算流用をさせていただいておりますけれども、パネルヒーターのパネル部分が壊れまして、13万8325円で修繕しております。それと、茶内歯科診療所の漏電火災警報器の取り替えということで8万2500円となっておりますので、これらを合わせて166万7000円をこの度補正をお願いするということです。

それと2月から浜中歯科診療所の診療体制が変わりまして、火曜日の午後からは従前どおり林先生に診療にあたってもらっています。水曜日と木曜日ですが、これは先ほどお話しがありました派遣医師による診療という形になっております。診療時間につきましては、水曜日は10時から夕方までということと、次の日は朝9時から16時までという形になっております。派遣医師ですけれども、釧路の大島歯科医院に雇用されている先生です。そこからの派遣医ということで、水曜日、木曜日の2日間来ていただいています。雇用形態ですけれども、大島歯科医院の院長と林歯科医師が契約を結んで、1泊2日で派遣いただくという形の雇用関係になっておりますので、町といたしましては、直接雇用の部分に関わっていない状況になっております。あくまでも林先生の契約の中でお願いしておりますので、その辺の費用の負担、報酬等の負担については、先生の方でしていただいているという状況です。今後についても、継続的に先生とお話しをしてもらいまして、その先生が定住していただければ一番良いのですけれども、細く長くというこの舩越先生という方も少しやっていきたいというお話しをしておりますので、先生と連携しながら町民の歯科診療をしっかりとやっていきたいと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 61ページじん芥処理に要する経費の委託料、じん芥処理委託料の700万円の減額について御説明いたします。この委託料でございますけれども、委託している業者の従業員の退職等に伴いまして、当初予算において4435万円措置させていただいておりましたけれども、最終的に契約変更等を行いまして、実績見込みとしては3700万6397円ということで、最終見込みとなっております。今後、3月従業員が現在1名足りない状況で作業しているという状況がございますけれども、従業員を募集しておりますので、そちらにおいて若干募集が来た場合の人件費を残して700万円の減額ということで御提案させていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（細越圭一君） 73ページ栽培漁業に要する経費の浜中町ウニ種苗生産センター実施設計委託料の50万円の増について御説明申し上げます。こちらにつきましては、議員おっしゃいますとおり12月の時に減額しております。その時の事業は補助対象事業の関係の実施設計になっております。今回のこの50万円につきましては、実施設計対象に含まれておりません支障物件であります公園の構造物撤去等の実施設計になっております。契約の関係についてになりますが、こちらにつきましては、今回減額になっておりますけれども、浜中町ウニ種苗生産センター整備予定地測量調査委託をお願いしておりました業者に、現地を熟知しているということで随意契約をさせていただいております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） 議案83ページ、町道除雪業務委託料についてお答えいたします。この委託料につきましては当初4000万円の予算でございましたが、補正予算をお願いする締め切りの1月の時点で、2750万円消化しておりました。残りがこの時点で1250万円程度でございましたので、その後2月、3月、大きな降雪を考慮しまして、2000万円補正をお願いして合計6000万円ということでこの2月、3月に対応しようというところではございました。その後、2月だけで2660万円程度の除雪が出ております。2月までの総合計で既に5400万円程度消化しております。6000万円の予算でございますので、あと600万円程度という中で、今回の3月5日の大雪でございました。当然、かなり足りないという状況でございますので、今後さらに専決処分等のお願いをしていくことになろうかと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 87ページ避難施設等建設に要する経費の工事請負費の避難施設等建設工事1833万円の工事のそれぞれの内容で、主な部分についてお答え申し上げます。議員おっしゃられたように当初で10事業、それから6月に2事業ということで、継続分と追加分ということで12の事業・工事を進めているところです。主なところといたしましては防災センター建設工事、これは建築主体の部分につきまして311万円。それから防災貯留槽建設工事の建築主体につきまして910万円。それから6月に補正しました防災発電等建設工事の459万円。それから同じく6月に補正しまし

た防災車庫棟建設工事につきまして140万円。大きくはこの部分で減額補正という内訳になってございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 給食センター所長。

**○給食センター所長（舟橋正誉君）** 101ページの給食センターに要する経費の賃金、調理員賃金の減額の部分でございます。議員言われたとおり、この要求につきましては、コロナウィルス前の金額ということであります。内訳といたしましては、当初の予算が臨時の調理員11名と代替えの調理員1名という予算で組んでございます。現在は、スタート時に臨時の調理員は11名を予定していたのですが9名でスタート。それと、代替えの調理員1名とプラスパート1名ということであります。そのあと、常勤の臨時の調理員1名が9月末で退職、代替えの臨時職員1名が8月末で退職ということで、その部分の執行残という形になります。今現在の状況ですが、パートを含めて給食センターの清掃に入ってきていただいております。ですので、通常どおりの勤務の中で今まで手の届かなかった施設と言いますか、設備等の部分の清掃等もお願いしております。今後は、大量調理施設管理マニュアルですとか、学校給食衛生管理マニュアルといったものを再度学習するような形で勤務していただきながら、学習をしながら再確認してもらうというような形で勤務をお願いしようと考えてございます。

食材の関係なのですけれども、一応今センターには、生物はなくて、缶詰とか調味料といった形ですので、そういった部分では心配ないという形になっております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 特別交付税措置の関係でございます。新たな財政需要が発生した場合という観点でお答え申し上げます。国においては、今回の新型コロナの関係で、国は一般会計の予備費を使うということでございます。その中での地方負担につきましては、人的なものについてはこちらで新たに支払うということがありませんので、発生しないのですけれども、感染症に関する緊急対策、もし発生した場合の医療機関への対応ですとか、そういったものにつきましては、80%が特別交付税で今年度において措置される予定ということで国から通知されているところでございます。

**○議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**○1番（川村義春君）** ただ今のお話なのですけれども、私、仮にという話でお答えいただいたのですけれども、先ほど聞いたのは、例えばそのパート職員がいたとすれば、その

方には研修だとか何もやらないで休ませたということであれば、実際賃金として支払われないことになるわけですね。その場合に、例えばその方の生活を保障する意味で何らかの手当を行政サイドとして対応するとした場合に、その部分は特殊事情ということと特別交付税の対象になり得るかどうかという部分を確認したかったので、お願いをしたいと思います。

それと、他にもありますが、49ページはわかりました。

57ページも了解しましたが、私はあえて先生の名前とかは言わなかったのですけれども、名前を言われたので確認の意味でもう一度聞きますが、釧路市の大島歯科医院と林先生の契約ですから、町は関与しないということのようですね。それは浜中町として運営する歯科医院でありますから、浜中町としてはどういう対応でいくべきなのかということです。以前は上田先生が探してきて、同じような形態だとは思いますが、前回は派遣医ではなくここに住んでもらって、上田先生の指揮のもとに仕事をしてもらったという形態でした。今回は違うのです。先生同士の契約に基づいて、こちらに派遣してもらったという契約ですから、その辺は大丈夫なのですか。その辺の考え方で、それで良いというのであれば、地元の人たちも大変喜んでるのでそれで良いのですが、あくまでも林先生が抱えて、その抱えた人を従事させるということであれば、今と全く同じですから何も言うことはありません。直接、今度は大島歯科医院との関係で来るわけですから、形態は違いますよね。その辺をどのように判断するかという部分を確認したくて質問していますので、再度お答えをいただきたいと思います。

それから、じん芥処理の関係で61ページは了解です。

73ページの関係ですけれども、今回50万円の追加補正の内容については、植栽がある部分を増やして、それは補助事業対象外の部分を調査するという事柄なのですね。それは随意契約をしたと聞いたのですけれども、予算がまだ決まっていない段階で随意契約をしてしまったのですか。補正予算はまだ決まっていないですね。流用ですか。わかりました。

それと83ページの部分については、もう既に2月末で5400万円を費やしているということで、当然、今回補正しても足りないということで、たぶん専決処分をされるのかなと思いますが、そういう意向であるかどうかだけ確認しております。

それから、87ページについては了解です。

それから、給食センターについては先ほど質問したことにお答えいただきたいと思い

ます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 57ページ歯科診療所に要する経費の再質問についてお答えいたします。町との契約の関係ですけれども、これにつきましては、浜中・茶内歯科診療所につきましては、林所長と委託業務契約ということで、運営の部分は先生にやってもらっているということで、その中で浜中歯科診療所の診療体制についても、従前から医師の確保をお願いしていたという経過があります。これは議員から、昨年一般質問いただいた部分でもお答えさせていただいているのですけれども、今回は先生が探した中で、釧路市の歯科医院の医院長さんとの話し合いで派遣ができるということで、2日間の日程を確保できたということになっています。将来的な部分については、この日数を増やしていけるのかも含めてですけれども、診療の状況を見て、患者さんの状況等を勘案しながら先生とも話してはいきたいのですけれども、現状、林先生の診療分とあわせて2日半の診療で当面やっていきたいなと思っております。先生の雇用というのは林先生との契約ですので、林先生が派遣元のところと契約ということですので、当面この形でやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金澤剛君） 101ページ、賃金関係でございます。特別交付税の関係ですけれども、現時点での情報として、今年度で特別交付税が予定されているのは先ほどお話しした範囲内です。それ以外の部分については、詳しい情報はまだ入っておりません。現状としては、来年度以降検討されるであろうという、道からはそういう情報しか入っておりません。なお、いわゆる社保加入の部分については新聞等でも報道されていたと思うのですけれども、そういった方については休業補償という形で記事があったとおり、町の負担ではなくそちらのほうから若干負担していただけるというように理解しているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 歯科診療所関係ですけれども、どうも答弁が、私が聞いている部分に答えられていないような気がしますので、もう一度お聞きしますけれども、従来は町と委託契約をしている先生が確保をして、その先生のもとで浜中歯科診療所を運営してもらっていたと。今度は形態が違いますよね。その辺は大丈夫ですかということですから、大丈夫なのであれば大丈夫というように答えてもらえれば良いのですよ。町

民が喜んでいることですから。私は日数を多く増やしてもらいたいというのは前から言っている部分ですから、それに対して異論はないのです。一生懸命やってもらっているというふうに思っていますが、そういった形態で運営することに対して問題がないというのであれば良いのですよ。その辺だけ確認しておきたいので、もう一度お願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 派遣医の扱いですけれども、この形でしっかりできると思っておりますので、先生と派遣元の先生のほうでしっかり話し合いができていますので、金額としては途中で引き上げられるとかそういうような話も含めてあるとは思いますが、この形でしっかり診療していきたいと考えておりますので、行政として、私どもとしては、林医師のほうとしっかり連携して対応させてもらいたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。大丈夫ということでご理解ください。

**○議長（波岡玄智君）** 5番加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 1点だけ。101ページの給食センター調理員賃金についてです。これは全国一律小・中学校、特別支援学校が春休みまで休校にすると、私は昔、教職員だったので3学期の3月に一斉にというのは、本当に私は呆れてしまいました。これについては、令和2年度のここの部分で質問をしたいなと思っておりますけれども、今回は給食調理員の賃金です。これに関わって学校が休みになったことで、それに関わる学校給食の調理員だとか、あるいは公務補さんだとか、臨時職員と言われる方。最近その名称も変わったということなのですからけれども、この方々の賃金が支払われない、あるいは学校が休校になったおかげで、お母さんが仕事を休んで家にいるというお金までも国会の話では手当てするという答えがあるのですよね。そういうことからして、給食調理員の賃金は浜中町の場合きちんと支払われているかどうかについて説明を求めたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 給食センター所長。

**○給食センター所長（舟橋正誉君）** 101ページの給食センターに要する経費の調理員賃金でございます。先ほども答弁したとおり本町におきましては、調理員の賃金は現在清掃等をしていただいておりますので、しっかりその賃金を支払っているというような状況でありますので、御理解をお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 私は、実際にはどうなのかということで、調理員の方の家を訪

問して聞いてきました。そうしたら、加藤議員はどうしてそういうことを聞くのですかと言いましたから、国会では国が責任を持って、私の責任においてやったのだからということで、国の責任において支払うと答えているのだよと。それであなた方の給料はどうですかと聞きました。そうしたら、こんなふうに職場では説明されているそうです。午前中勤務、午後の勤務がありまして、何をするかというと、今まで色々な調理のことでやってきたのですけれど、それについてどんなふうに調理したら良いかだとか、そういう面の講習といいますか、勉強会というものに充てています。午前中であつたり、午後であつたりします。ただし、賃金については半日分の賃金で、2日分で1日分の賃金だと給食センターの係長から聞いています。それについてどう思うのか聞いたところ、私たちは夏休み、冬休みについては、先生方が来ないし、給食は休みだというのは知っているのですが、この間の賃金が支払われないのは良いのですと理解しています。ただし、私たちの都合で休んだのではなくて、国の都合と言うか国民のために一斉に休みにしたそれについての賃金は支払うというふうに明言しておりますが、やはり働いている人にとっては、1日分の賃金は1日分の賃金ということで支払われるのが当たり前ではないのかと思うけれども、私たちは不満です。それで加藤議員もしも機会があつたら、当たり前前に支給されるように町としてやってくれればありがたい。という答えをもらって今日ここに参加しておるので、その辺の答弁をよろしくお願いします。

**○議長（波岡玄智君）** 給食センター所長。

**○給食センター所長（舟橋正誓君）** ただ今御質問ありました部分なのですが、私のほうで押さえているのは、1日しっかり働いてもらって賃金を払っているというように現場から聞いておりますし、昨日も行きまして、しっかり隅々まで清掃している様子を伺っております。ただ、調理員さんの中には昼からちょっと休みたいということで休む場合は、それは半日で良いかということで、確認させていただいて休んでもらっているという話を聞いてございます。ですので、そういった部分がどのような形でそういうふうになったのか、ちょっと再度現場と確認しながら、働いている方々、それだけでなくも募集をかけてもなかなか調理員の方に来てもらえないというか、応募がない状況ですので、しっかりこの辺り是对応してまいりたいと考えておりますので、御理解お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**○5番（加藤弘二君）** 学校が休みで子供たちが来ていない先生たちはどうか。生徒の

いない学校というのは本当に手持ち無沙汰なのです。調理員も同じで学校が休みで残念だけれども、この場合給食は出せない。残念だ。それは給食の方々も理解しています。しかし、調理員の責任で休んでいるわけではないのですよ。学校に給食を出せないから休んでいるのです。こういう場合は休んでもらいます。お金は年度当初契約したとおりの夏休み、冬休みを抜かして支給するというこの件は、雇用者側としては、働いている人たちが悲しい思いをしないように満額支払うというのが今の世の中のあり方ではないのかと思います。今、管理課長が答弁しましたが、もう一度その辺を調べてという言葉があったのですが、私は町として何とか満額払ってもらいたいと思います。要するに、給食センター11人いるのです。しかし、この11人を集めるというのは大変なことなのです。それに、2人の方が辞められて、9人、8人という状況の中で頑張っているのです。辞めたくなるような事態にもなりかねない。そういう点では、委員会としてもう一度調べていただいて、国会で首相が答弁しているような方向で、胸を張って国に要求していただきたいということですが、いかがでしょうか。

**○議長（波岡玄智君）** 給食センター所長。

**○給食センター所長（舟橋正誉君）** 先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、しっかり確認して、何度もお話ししますが、やはり1日に650食以上作る現場ですので、そういった部分でしっかり対応していきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 次の方、ありませんか。

2番田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 数点お聞きしたいと思います。抽出していなかったのですが、今の給食センターに関わって、所長の答弁がどうもはっきりしない。要は、所長として押さえているのはしっかりと契約どおりの金額を払っているという認識というふうに理解しますが、それで良いのかどうかの確認をさせていただきたいと思います。

それと35ページ、総務費、地域振興に要する経費の役務費の広告料11万円の減額でありますけれども、これは皆減となっております。地域おこし協力隊の目線で移住定住に係るパンフレットを26万円で作成し、かつ広告についても11万円で作成するとの答弁でございました。それが皆減となっておりますので、この減額の要因と26万円を予定していたパンフレットの作成について状況を確認したいと思います。

それと37ページ、職員厚生に要する経費のストレスチェック委託料50万9000

円の減額であります。これは当初69万3000円予算が組まれていて、執行額がわずかに18万4000円となつてございます。近隣町村での痛ましい事案も受けて、職員のメンタルケアというのは大事なのだと思いますので委託料の内容です。多分チェックシートを用いたものかと思うのですけれども、減額の要因と委託業務の内容、あわせて毎年、例年同額の金額が示されていて、執行状況もほぼ同程度であるということから、例えばストレスチェック等メンタルケアの充実を図るか、もしくは予算の適正化、減額しての適正化というのを考える必要があるのかなと思うのですけれども、その確認をさせていただきます。

53ページ、へき地保育所運営に要する経費の負担金と補助金でございます。先般説明を受けて理解はしております。それで最初に負担金の施設型給付費。これは町内の児童が町外の私立幼稚園等へ入所する際の負担金、2名分として6月補正で計上されております。それでこの今回63万4000円が増額となった要因。消費税等の絡みなのかと思うのですけれども、それを確認させていただきます。それと給食費助成の115万4000円。これは令和3年度からへき地保育所で給食を始めるにあたって、それまでの公平性の観点から措置をするという説明でありました。保育行政の公平性から、私は給食供給については大賛成でありますけれども、ただ、極力経費の削減というのは常に求められるものだと思います。前回説明を受けた中で、給食を始めるにあたっては調理員、あとは配送車、その配送業務を担ってくれる人の確保等々、問題がある旨も説明されましたけれども、配送業務に関して町で車を所有するという方向性ではなく、現在給食の配送業務にあたっていただいている業者と相談することによって、小学校と保育所の給食に現在1時間のタイムラグがあるということですから、これを人員と車両ともやりくりすることによって、極力その経費を抑えた形で実施できるのかなと思っているので、今後の方向性、要は業者としっかりそこら辺を詰めてこれから対応していかれるのか。例えば、この1時間のタイムラグなののですけれども、仮に保育所の給食時間に10分、20分程度の現在との差が生じなければ、時間をずらせばこういう対応ができるというのであれば、それも一つの選択肢かなと思うので、そこら辺しっかり現場と業者と話し合っただけで方向性を示していただきたいと思います。

それと59ページ、その他清掃に要する経費の賃金102万1000円の減額であります。これは臨時雇上賃金として当初194万7000円が計上されていて、執行額が半分以下の92万6000円ということになるわけでありましてけれども、この業務内容

と今回減額となった理由を説明いただきたいと思います。

それと71ページ、漁業後継者対策に要する経費の補助金40万5000円の減額。これは農業・漁業・商工業の後継者就業交付金でありますけれども、漁業に関しては当初22人で1320万円の予算で、今回45万円という半端な金額が減額となった理由。併せて、商工業でも当初1800万円が60万円減額となっておりますので、この減額の要因を商工も併せてお知らせいただきたいと思います。

それと73ページ、栽培漁業なのですけれども、先ほどの1番議員の質問でおおよそ理解しているのですが、ただ1点、前回実施設計は補助金にかかる部分の実実施設計委託だったという説明でありました。今回その補助対象外となる公園部分の敷地にかかる実施設計という説明なのですけれども、僕が聞き逃していたら申し訳ないのですが、要は、その敷地に係る実施設計、建設するにあたっての設計をするわけですよね。ということは、当然当初の予定からその部分、今回公園等がある部分までその用地というふうには考えていなかったのか。今回、用地が増えたことによって新たに実施設計する必要が出てきたというふうに捉えて良いのか、その確認をさせていただきます。

それと75ページ、海岸整備事業に要する経費の工事請負費のまず陸開改良工事1776万1000円の減額であります。これは6月に6560万4000円の予算、12月に予算の組換えで1512万9000円が増額されております。12月にあえて予算を組換えて1500万円もの増額をしたにもかかわらず、わずか数ヶ月の3月補正で1700万円の減額が出てくるということが果たしてどういうことなのか理解できませんので、理解できるように説明いただきたいと思います。それと、その組換えによって減額、要は削除されてしまった附帯施設、樋管と階段に係る実施設計が1576万1000円の計上でした。これが新年度予算にその実施設計が反映されておられません。それで、今後この樋管とその避難階段についての設計等はどうなるのか確認させていただきます。

それと、その下の今回新たな項目、防潮堤改良附帯工事200万2000円のこの内容をお知らせいただきたいと思います。

それと89ページ、その他教育委員会事務局に要する経費のスクールカウンセラー報酬であります。これは毎年92万9000円の当初予算が組まれていて、昨年はこのうち80万円が減額、本年度は50万円の減額ということで、30万円多く執行されたという背景ですね。相談件数が増えたことによるものかなというふうに考えます。相談件

数、相談の主な内容が分かればお知らせいただきたいと思います。

それと最後に歳入15ページ、プレミアム商品券です。これは291万5000円の減額ということで、当初予算は400万円。これは国の事業でありますから、町でどうこうという話ではないのですけれども、防災無線等でたびたび利用に向けた促進案内を耳にしていたものですから、低所得者を対象分とした消費税対策ということなのですから、利用が半分ちょっとくらいなのかなと思います。それで、今回再三周知したにもかかわらず利用が進まなかったという理由等が把握されているのであれば参考までにお知らせいただければと思います。以上、お願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** この際暫時休憩します。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後1時00分）

**○議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第9号の質疑を続けます。

企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 35ページ、地域振興に要する経費12節役務費の広告料及び需用費の印刷製本費の御質問にお答え申し上げます。

最初に広告料の方からですけれども、前年度というか平成31年度予算編成の前に、実は、北海道移住の本リクラスという本を印刷するという営業がございました。2016年には十勝、2017年は空知、2018年が上川ということで、2019年については釧路総合振興局管内でその移住の本リクラスに管内の自治体がこぞって移住宣伝するパンフレットのような冊子を印刷するという営業がございまして、その分として11万円予算を計上させていただきました。ところが、そのあとに釧路管内他の市町村で賛同する町村が少なかったということで、発刊に至らなかったということで11万円全額を今回減額要求させていただいたところでございます。

それと、印刷製本費ですけれども、当初予算38万4000円のうち26万4000円がパンフレット印刷代ということで予算計上させていただいております。議員御存じのとおり地域おこし協力隊、昨年5月中旬からということで活動していただいておりますけれども、年度途中だったということもありましてパンフレット作成まで至ることができませんでした。ということで、パンフレットは作成していないので予算執行残としているところですが、今回減額の要求はさせていただいておりません。実は、2

年ほど前に総合パンフレットを印刷させていただいたところなのですが、結構好評でございまして、色々な会議等、それからの協力隊も大阪に行ったりしているのですが、それに持参したり、あるいはポールスター札幌に置かせていただいたりしております。新庁舎完成後に一部修正して増刷する予定なのですが、それまでの間予備が足りなくなるということも想定されたことから、年度内に、場合によっては今回の26万4000円を使わせていただいて増刷ということも考えなければいけないかなということで減額措置はしていないという状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**○総務課長（藤山巧君）** 37ページ、職員厚生に要する経費の委託料ストレスチェックの委託料の関係でございますけれども、50万9000円という年度当初からの大幅な減額補正ということで、内容は中身としましては、ストレスチェックは通常どおり実施しているのですが、その後高ストレス者がいた場合に受診ということで、その予算として5人分を計上してございます。ただ、実績としてストレスチェック後に高ストレスだという方が実際に受診するという実績がなかったものですから、その内訳としましては48万6000円が高ストレス者の受診委託料ということで当初計上していたということでございます。残り2万3000円につきましては、実際のストレスチェックを実施した執行残ということで押さえていただきたいと思っております。参考までに、受診者につきましては正職員、臨時職員含めて251名が令和元年度の受診人数ということになってございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（梅村純也君）** 53ページ、へき地保育所管理運営に要する経費でございます。施設型給付費負担金63万4000円の増でございますが、こちらは厚岸町の私立の幼稚園に支払うもので、内訳としましては3名のお子様に係るもので、うち1名が1月からの新規です。こちらに19万円の増。既に通園されているお子様2人に係る分で44万3000円となっております、63万4000円の増となります。

続きまして、同じページのへき地保育所の給食提供に関連する質問だと思うのですが、こちらの経費削減につきましては、当然十分検討すべきことと考えております。3月3日の全員協議会で御指摘を受けてから、浜中町輸送業協同組合の担当者の方とお話ししまして、さらに効率的な配送の方法、ローコストな方法について協議をしていると

ころであります。

例えば、新たに車両を購入するのではなく、現在組合のほうで所有されている車両を活用するなどローコストの効率的な方法を検討している最中でございます。また、保育所の給食の提供する時間をずらして給食センターの配送車を活用することは可能かどうかという御質問ですが、こちらについては、保育所の給食時間を繰り下げるなどは、例えば30分ぐらいまでであれば可能だと思うのですが、それがどのように学校給食の配送車と組み合わせられるかというのはこれから協議していかなければならないことだと思っております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 町民課長。

**○町民課長（佐々木武志君）** 59ページ、その他清掃等に要する経費の臨時雇上賃金102万1000円の減額に関しての御質問にお答えいたします。こちらは町民課生活環境係に配属されていた臨時職員の分でございます。一般事務補助でこちらの臨時職員が9月末をもって退職されました。その後10月1日以降に応募かけたのですが、不補充という状況になってございましたので、賃金分を今回減額させていただくという内容でございます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 71ページ、漁業後継者対策に要する経費の後継者就業交付金45万円の減額について御説明申し上げます。当初予算で前年より継続する者が18名、新規3名、見込み1名、合計22名を見込んでいましたが、前年度末に辞退者1名、新規予定者3名のうち2名が他業種へ就職したため、3名の減となりました。その他に新たにUターン者が3名の増となり、うち1名が1月からの認定となることから3カ月の交付となり9カ月分45万円を減額するものとなっております。

次に73ページ、栽培漁業に要する経費の浜中町ウニ種苗生産センター実施設計委託料50万円の増について御説明申し上げます。こちらにつきましては、今回設計を行う用地は当初から建設予定としてみておりました。7月に契約いたしました実施設計が1月31日に完了しまして、検定した際に公園の構造物等の撤去が漏れていたことが発覚いたしました。そのことから今回補正をお願いしたものであります。今後このようなことがないようにしたいと思いますので御理解願いたいと思います。

続きまして、75ページ、海岸整備事業に要する経費の工事請負費の1776万3000円の減額について御説明申し上げます。この予算の組み替えにつきましては、当初

計画の国費事業ベースで8000万円から陸閘4号機製作据付工事を6560万4000円、避難階段の設計を1522万9000円で施工する予定でありましたが、陸閘アルミゲート製作の入札業者が1社となったことから、特注品であるアルミ部材の在庫確保が間に合わず工期の延長となりました。また、1年間で完成させなければならないため平成30年度補正予算に係る防潮堤改良工事において増額が見込まれていたことから、防潮堤工事を優先的に施工するため、平成31年度交付金の予算を組み替え、工事請負費として増額分に充てたものであります。

次に、令和元年の当初予算に避難階段樋管設計が反映されていないということですが、令和2年度防災安全交付金の内示が3月31日に通知が来ることから、令和2年度の交付金予算と調整し実施設計を行っていきたいと思いますので御理解願います。

続きまして、同じページの霧多布海岸防潮堤改良付帯工事の200万2000円の増額について御説明申し上げます。現在、実施中の霧多布海岸防潮堤改良工事において、現地で掘削作業中に防潮堤基礎付近に排水管があることがわかりました。排水管は臨港道路の排水が流れる際に必要なもので、排水管自体がかなり古く劣化が進んでいたことから、緊急性がありましたので補修工事を行わせていただきました。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 商工観光課長。

**○商工観光課長（戸井洋典君）** 77ページ、商工業後継者対策に要する経費の後継者就業交付金でございます。当初予算では対象者2名分と見込み計上で1名見込んでおりましたが、結果的には新規対象者がいないということで60万円を減額させていただきます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**○管理課長（舟橋正誉君）** 89ページのスクールカウンセラー報酬の50万円の減額でございます。まず、スクールカウンセラーの勤務状況について御説明申し上げます。学校は3校に行っておりまして、茶内中学校が3回の6時間、浜中中学校が9回の27時間、霧多布高等学校が12回の28時間です。今後出る見込みを除いた分の50万円を減額させていただきます。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 指導室長。

**○指導室長（渥美清孝君）** カウンセリングの内容につきまして、補足説明をさせていただきます。これらにつきましては、日常の生活における何気ない相談から、不登校に関わる相談まで内容は多岐にわたっております。ケースによっては保護者の相談に直接

乗っているケースもございます。内容で比較的多いのは不登校に関連した相談です。生徒指導上の問題につきましては、未然解決が大変重要ですが、このカウンセリングがそういう機会の一つになっていると認識していますとともに、不登校の状態にあるお子さんにつきましては、カウンセリングが貴重な登校の機会となっているというケースもございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 15ページの歳入、国庫補助金プレミアム付商品券事業費補助金291万5000円の減額の理由とその利用が進まなかったという内容について御説明いたします。このプレミアム付商品券事業につきましては、低所得者世帯と子育て世帯で3歳未満のお子さんがある世帯を対象に行っている事業です。低所得者世帯につきましては、申請をいただいて商品券購入引換券を配布しそれを持って販売所で購入するという流れです。子育て世代につきましては、商品券購入引換券が無条件で郵送されます。それを持って販売所で購入していただくこととなっております。販売は1月31日にすでに終了しております、実績として1冊5,000円のセットが1,085セットです。この分の差額291万5000円を減額しております。27.1%が予算対比です。利用が進まなかった理由ですが、低所得者の方が申請するという行為を広報と行政無線等含めて、行政無線で12回、町内のチラシ等で4回、広報で2回、あとホームページ、ポスター等の掲示等しておりますが、なかなか申請が進まなかったというところですが、実は世帯主の方に送られます。ですから、直接お父さんお母さんじゃないという場合もあるので、その辺で実際に引換券を持っていても、販売所まで行かなかったというケースもあると思います。それと販売所は商工会に委託しております。商工会は出張販売を浜中、茶内、散布、姉別でそれぞれ行っています。その出張販売を9回開催していますが、それ以外については商工会に直接買いに来なければならないということになっています。商工会が独自で行っている商品券ですと、各地区に委託された販売所があります。そういった部分で購入引換券を持っていても、購入がされなかったというところに影響しているかと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 給食センター所長。

**○給食センター所長（舟橋正誉君）** 101ページ賃金の関係ですが、これにつきましては、センターからは働いてもらった分はしっかり1日分の賃金を支払うということに

なっております。繰り返しにはなりますが、調理員本人が午後から休みたいとか1日休みたいとかそういう申し出があった場合には、0.5とか、1日支払わないということですので、あくまで1日勤務してもらったものにつきましては1日分支払いします。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 35ページ地域おこし協力隊は理解しましたのですけれども、前回の説明で申し上げたパンフレットの中にあくまで協力隊の目線からの内容という文言があったものですからあえて聞きましたけれども、協力隊員によく勇太郎君が見つかって、昨年から活動してもらっています。それで期間というのは3年ですよ。最も大事なのは3年終了した後に、本人の考え等もあるのでしょうかけれども、浜中町に住み着いてもらうということが最も望ましいことだと思います。それで、他の町村では、地元でパン屋さんとかいろんなもので起業された方もいますし、標茶ですと女性隊員が地元の酪農家に嫁いだという例もあります。要は、協力隊で来ていただいた方自身が自らこの地で移住してくださり、その先に他に発信していくうえで効力があるものだと思います。勇太郎君が後2年余りですけれども、その後そういう方向でいけるように、町としてもバックアップ体制を整えて、極力定住する方法で今後も、取り組んでいただきたいのですが、そういう考え方について再度伺っておきます。

それと53ページ、給食の助成金。現在、業者とも相談して極力経費の抑制に努めるという方向で努力していただきたいと思います。若干関連になりますけれども、今回の給食費、給食提供、あるいは移行期間の公平性確保の給付金を決めるにあたっては、へき地保育所の父兄の方と、町長、副町長を交えて懇談されたという経緯かと思えます。まさに町長が立候補にあたっての公約であります子育て世代、現役世代の方との話し合いの場、意見交換の場を創設するという旨、去年聞いた中では新年度に向けて事業名加えて、僕は勝手に例えば懇談の場でのお茶代くらいを予算計上し、新年度予算の中で政策も含めて予算化されるものかと思っていたのですが、残念ながらそうではないのですけれども、現在事業に向けての進捗状況と町長の考え方を伺っておきたいと思えます。

それと、71ページ、後継者就業交付金に関しては理解しました。年度途中からという方も当然おられるので、こういう端数になると理解しました。この制度は、個人名を出すのはなんなのですから、鈴木誠前議員が長い間、親元就業の支援の必要性を訴

えてこられて、それで3課で協議されて、やっとすばらしい事業にこぎ着いたなと思っています。この制度を利用してくださいという方は取りも直さず、次の浜中町の産業を支え、ひいては浜中町を担っていただける方だと思っています。それで3年間支給されて後の2年間は報告書の提出を求めるといような制度になっていますので、最初からの方は今年度で終了されて、支給はなくなるけれども報告書は出してもらおうというふうになるのだと思うのです。しっかり後継者としての自覚を持って取り組んでいただければ、事業の成果というのは見えてこない訳でして、むしろ、3年が終了したこれからがこの事業を検証する必要もあるでしょうし、産業団体とも再度話し合いをしながらどのような支援策があるか、要は後継者としてしっかり根づいてもらうという取り組みがこれから必要になっていくかと思っておりますので、その辺の考え方についても伺ってきます。以上、よろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 35ページ、パンフレットの関係ですが、5月に来まして、色々と浜中町を体験して、今、彼の目線でパンフレットをできるように努力している最中ですので御理解をいただきたいと思っております。3年後のお話ですが、彼は浜中町をピンポイントで目指してきてくれました。3年後にできれば留まりたいという思いもあるように聞いております。ただ、どういう職種で残るか酪農にも若干興味あるようですし、その他にも飲食店というのもあるようです。広報に彼の活動内容を掲載させていただいておりますけれども、3年間で色々と浜中町を体験して自分で何をしたいのかということを一生涯懸命に検討しているのかと思っております。当然、議員おっしゃるとおり3年後に留まっていただく事が大きな目標であります。それに向けて何か助けることができるのか、あるいは仕事を紹介してあげることができるのか、そういうことも含めて前向きに捉えていきたいと考えているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 先ほどの質問で保育所の方々とは決して対話ではなかったです。最初に要望が出てその要望に対しての集まりです。若いお母さん方は、町長に何か一文句を言う場所ということで。それと言うのは、常設保育所の給食費の関係ではそれはうそになった。だけど、へき地保育所の給食費というのではないので、自分たちで作っているのだと言うことですがけれども、お弁当を作ってそれが差別になるのではないのかと

というのが要望書の中身で、その関係でお話をさせてもらいました。散布と浜中では浜中と姉別の方々を含めてやらせてもらいました。中身としては、そんなに強く言われませんでしたけれども、今子育て支援をやっている、町長としてはしっかりやっているのだらうと思っていますけれども、ただ一番不安なのは皆さん方がそれを良く評価されているかどうかという、不安はあるというお話をさせてもらいました。その中で、医療費の関係で乳幼児等医療は高校世代までということは、その部分についてはしっかり評価をされて、良いことをやってくれているという話はいただきました。その中で、懇談をやりましたけど、確かに給食をテーマにやったのですけれども、話をしていくうちに給食のテーマから外れて、浜中小学校にこれからトイレの改修が始まるのだけれども、どういうトイレを作るのかという、予定もしない質問がきまして、他の質問もあったのですけれども、まちづくり懇談会みたいな要望もありました。ただ、今まちづくり懇談会の要望の多くは、地域の方々は必死になって役員の方々を集めて、そして町長サイドはズラりと課長職を集めてきますから、圧迫されているかわかりませんが、まちづくり懇談会を含めて今検討したいなというふうに思っているところであります。ぜひ若い層も今までの現状のまちづくり懇談会では若い人たちが出てきて発言するという機会は多分ないと思っていますから別なことを考えたほうがいいのかというふうに思っています。ですから、決して型にはめるのではなくて、内々の名称で何かするというのではなくて、これから話してくれるのは、逆に町長と話してくれる団体があれば、話をしていきたいというふうに思っています。その後、女性の会とも話す機会がありました。また、田甫議員から資料をもらった施設団体もありますから、色々な形でこれから勉強していきたいと思えますし、そういう情報も発信していければと思っております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**○水産課長（細越圭一君）** 71 ページ後継者就業交付金についてお答えいたします。議員がおっしゃいますとおり、29年から始まりまして3年目、今年が最終年となっております。それで最後に報告書をいただくこととなります。交付する方には最後になると思えますけれども、その時に面談をさせていただいて、この交付金についてどのような御意見があるとかを親御さんと受けられた方とダブルに聞きたいと考えております。また今後2年間は報告書を出していただくということなのですけれども、提出していただくだけではなくて、やはり生の声といいますか、どのように現状就業されていますかということをお聞きして、その意見をもとに各漁協さんと協議させていただいて、

今後の後継者対策を行っていきたいと考えております。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2番（田甫哲朗君）** 先ほどの町長の答弁でありますけれども、若干トーンダウンかなという気もしております。それで僕もそうなのです。特に型にはまってどうこうっていうのはそこまで求めていません。行政の窓口として実はこういうことで困っているし、こういうことは何とかならないのかということのをいろいろと皆さんそれぞれ抱えていると思うのです。それで、せっかく町長が発して子育て世代、現役世代の方と多くのそういう機会を作っていくということは多分もう周知されているわけですから、その窓口になるのが、例えば総務課のどこに連絡をとって、こういう団体ですけれども、町長との懇談をしたいのですが、要はその受け付けといいますか窓口といいますか、そういうことくらいはしっかり皆さんに示してこういうことをやっておりますと、日程については、町長の日程と副町長の日程を鑑みて調整になるのでしょうかけれども、いきなり町長室に来て話される方ばかりではないので、ぜひ町長の思いを実現するためにも、周知は必要かと思うので、その点を伺っておきます。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** 多分、窓口となるのはうちでいうと広報公聴、公聴聞くことも含めてやるとすれば、企画なのかなと私は思っています。今課長に一言も言っていませんから、あとで怒られるかもしれませんけれども、今考えているのはその程度です。ただ、どういう方向でやるかとその型に嵌めないのは、いろいろな団体があって今若い世代の女性のグループでは、相談に来ないでやっているグループもありますし、下手に入ってもらいたくないというところもあります。どこでも何でも入っていくつもりありませんけれども、しっかりその辺は多分原課もどこの原課になるか分かりませんが、農業は農業になるか分かりませんし、水産は水産になるかも分かりませんし、いろんな形でこれから出てくると思います。議員言われたことも参考にしながら、しっかりこれから詰めていきたいというふうに思いますし、その機会を増やしていければなというふうに思っています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 9番落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** それでは何点か質問をさせていただきます。特に農業費林業費に限って質問します。よろしくをお願いします。

農業費67ページになります。産業振興資金貸付に要する経費700万円減。700

万円とは結構大きな金額ですが、減の要因について御説明をいただきたいと思います。

続いてその下であります。経営技術研修受入事業助成230万円の追加ですね。この内容についても御説明をお願いします。

せっかくですのでその下、町有林整備事業に要する経費975万8000円の減であります。これについては、当初予算の計画どおりに実施された後の減額なのか、それとも予定通りにいかなかったということによる減額なのか、その辺をお知らせいただきたいです。

もう1点、71ページです。その他林業振興に要する経費の委託料であります。森林所有者意向調査委託料4万5000円の減に関わってであります。これは昨年6月に森林環境譲与税に関わってできた事業だと思えます。まだ年度は終わっていませんが、この意向調査はどの程度取りまとめられたのか、中間的な報告でも結構ですので、その内容をお話できる範囲内で結構ですのでお知らせをいただきたいと思えます。以上4点です。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長

**○農林課長（久野義仁君）** それではまず67ページ産業振興資金貸付に要する経費の700万円減についてお答えさせていただきます。当初は1200万円の予算措置ということで、ホルスタイン1頭当たり60万円の貸し付けを20頭分の1200万円をさせていただいておりました。初年度は入る前年度からこの貸付に対する周知を農協を通じて、各組合さんにこういう制度がある中で貸付の申し込みを受けておりましたが、なかなかその初妊牛の価格が非常に高いということで、貸付額1頭当たり60万円を常に超えていて、平均価格でも80万円から90万円ですと推移しているということで、どうしても自己資金が必要になってくるので、この制度の貸付を受けてもなかなか採算がとれるまでいかないということで、貸付に対してかなり敬遠されている状況が実はここ何年か続いております。今年に限って500万円の借り入れがあったのですけれども、これはすべて肉牛でございます。肉牛も1頭当たり50万円なのですが、実は肉牛を初めた新規の農業者が一軒おまして、その方が今回規模拡大に伴って肉牛10頭分500万円の借入の申し込みまでが今年度分で、今回700万円の減額なった要因であります。

次に、同じページの新規就農者誘致に要する経費の経営技術研修受入事業助成の230万円の増であります。こちらにつきましては、新規就農者受け入れに関する研修先の

助成金として創設された制度であります。今現在ある研修牧場で研修する研修生に対してではなくて、研修牧場に対して助成するものであって、月額5万円の12カ月で1人当たり60万円という計算になるのですが、これの研修生の増。それから研修牧場でございませぬが、ヘルパー組合の方で今年度から新規就農を希望する方がヘルパー組合を応募する方が増えておりまして、通常のヘルパー組合職員とは別に、新規就農者を目的としてヘルパー組合に就職ということで色分けしたうえで、この助成金を今年度補正対応になります。ヘルパー組合にこの助成金をお支払いするような形でございまして、それを合わせまして延べ月数でいくと、この増加分82カ月の5万円で230万円です。人数の内訳で申し上げますと、今現在ヘルパー組合が4人と研修牧場が6人の10名が対象となっている状況でございます。

続きまして同じく67ページ町有林整備事業に要する経費の委託料975万円減の内容でございます。委託料の人工造林事業委託料から複層林整備事業委託料までのこの4種類の委託料に関しては、それぞれ前年度からいろいろと現地調査をして、植栽する箇所、それから間伐する箇所をさまざま現地を事前に調査したうえで計画を立てて当初予算計上させていただきました。ただ、特に人工造林事業委託料と除間伐事業委託料に関しましては、やはり間伐、特に人工造林の場合は森林を伐採した後に新たに植栽するという一つのサイクルをもとにこの造林事業を実はこの中でやっているのですけれども、当初見込んだ皆伐する予定地が意外と面積が小さかったり現場の諸条件が悪かったり、そこに植栽できないというさまざまな理由が出てきました。さらに皆伐してしまうと、皆伐した残渣とかが大量に出てしまうということで、それが思いのほか出た場所とか、いろいろ精査した中で、なかなかその植栽面積の箇所を当初計画していたよりも確保できなかったということで、その代替え植栽箇所の模索はしたのですが、大変申し訳ありませんが今年度その箇所を確保できなかったというのが大きな理由であります。人工造林は今回こういった形で減ってしまっていたのですけれども、次年度以降はきちっと面積の帳尻合わせぐらいの気持ちでしっかり人工造林をしていきたいなと思っておりますので御理解していただきたいと思っております。

それから、71ページの意向調査の件でございます。今現在の中間報告ということでございますが、まずこの森林意向調査委託料に関しましては、議員からお話あったとおりに今年度新たに森林環境税の創設に伴いまして、今年度から森林環境譲与税が交付されることになりました。その森林環境譲与税を活用して、まずはこの森林意向調査とい

うことで、調査内容につきましては、人工林を所有している民有林森林所有者の中で、まず森林施業が行われてない方を対象に、今現在の森林施業に関する今後の意向を含めて調査するといった内容でございます。今現在、森林組合にこの意向調査の委託を発注している段階でございます。これ意向調査の期間につきましては、間もなくこの委託の期間が終わるのですけれども、3月31日までの委託期間で10月29日から3月31日までの期間で今現在、意向調査をしております。それでこのアンケート調査に関しては、実は本日3月10日がそのアンケートの締め切り日で、この段階で今のところ35名の方にこの意向調査を行っておりまして、合わせて297.56ヘクタール分になります。この35名の方からそれぞれこのアンケート調査の内容を回収していただいたのですけれども、そのうち4名の方が、実は届かなくて個別に直接伺ったという経過で、すべての方には一応接触はしていただいている状況でございます。

このアンケート調査の内容につきましては、それぞれその森林経営に関する内容の意向をそれぞれ伺うものです。そのアンケート結果の回答を一部申し上げますと、森林の所有者が実際に自分のおじいちゃんの代の森林であるものですから、私はその森林を保有している自覚がないという方も結構多く、なかなかその森林施業まで行けないとか、そういったことも一つの理由にあります。また現場にそもそも行ったことがないのでよく分からないなど、ほとんどの方がその森林を所有している感覚がない方が大半でした。それでそういった方々に今後こういったアプローチをしていくのかということ、森林組合にそういった仕事を今後委託して森林施業を進めていただくということになりますので、なるべくそういった手つかずの森林が浜中町にはないような取り組みと働きかけを今後、町として行っていきたいと思います。なるべくそのまま止まっている森林施業をどんどん進めていければと思っています。森林意向調査に関しましては、令和元年、令和2年のこの2年間をかけて全部終える予定でありますので、令和3年度以降はしっかり森林施業に結びつけるように努力してまいりたいとそうように考えています。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 落合議員。

**○9番（落合俊雄君）** お答えを4点ほどいただきました。最初の振興資金貸付金は、今年度は肉牛のみで乳牛については価格の面から非常に方法はなかったということですが、これは次年度以降も継続される事業だと思います。今は一時期よりは価格的にはちょっと下がりぎみではあります。今後この乳牛の価格がどうなるか、その辺につ

いてはまだ読めないところはあります。一方で、今回のコロナの関係でもって全体的に縮小ということですが、本日は町長の行政報告の中で牛乳生産は順調だというお話があったかと思いますが、反対に言うと、その受け入れ先が非常に厳しくなりつつあるという声も聞こえてきます。いわゆる指定生産者団体に関して言うと、何とか今増産の傾向にありましてクラスターとかいろんな事業やって、それで乳牛頭数が増えて生乳の生産量がアップしているが、今回の件で行き先を失う可能性があるかもしれない。ただ、指定生産者団体においては何とかそれを処理したい。委託含めて加工処理して、在庫として今検討しているようです。何とかその生産調整にならないように頑張っていると話を聞いています。町内には一部、インサイダーと言われない通称アウトサイダーっていう人方もおります。この人方は、現在、悪戦苦闘しております。いわゆる道内向けではなく、本州向けものですから受け入れ先の状況によっては、ある意味行き場を失い兼ねない。給食用の牛乳が止まったおかげで、特に府県で言いますと消費が結構厳しいところがありまして、わざわざ遠くから持ってこなくても、これだけ余るといふような話も出てきますので、今後はそういう牛乳がだぶつくとか生産調整とかの話になってくると、この資金の貸付のこの部分にも多少影響が出るのかと思いますが、いずれにしてもなんせ今現在では、とてもじゃないが初妊牛は買えないというそういう状態があるのでその辺を町として、どうせならば、もう10万円をアップするとかそのような価格を見込んだ対応してもらうとか、そういうふうなこともしていただければありがたいかなと思うので、そういった考えがあるかどうかをお聞きいたします。

あと、その下の新規就農者誘致に要する経費の230万円に関しては内容的には理解いたしました。町有林整備事業については、見込みが甘かったというか、なかなか実態に即した整備計画ではなかったというお話がありましたので、次年度については、しっかりとした整備計画を立てていただければと思います。この辺はこれで結構です。

あと、意向調査の関係です。これは民有林について先ほど課長がお答えしましたけれども、自分で所有している気持ちがない。自分のものだと思っていない人もいます。ただ受け継いだだけで管理はおろか、それを財産と思っていないというそういう人も中にはおりますし、ある面でいうと、今の時代ですから規模拡大ということを考えて、誰が植えた木か知らないけど、どんどん切って畑にするというそういう人も実際にいるわけです。このことについて2年かけて今調査をして、その先行きという話をされましたけれども、いわゆるその町有林であれ民有林であれ人工林というものは、サイクル、循環を

させることによってしっかりとした産業形態が、構築されるというそういう部分もありますので民有林の所有者に対して、その維持管理と既に伐期を過ぎている実態もあろうかと思えます。そういう面でいうと、伐採を進めて新たな植栽をという、そういうような意識づけも必要かと思えますので、ある意味でいうとこの森林環境譲与税というものがどういう形で本町において有効に利用されていくのか、その辺は農林課長の裁量にかかっていると思えますので、どういうふうに考えていくかお答えをいただいて終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**○農林課長（久野義仁君）** まず、1点目の産業振興資金の関係であります。9番議員さんが今の国内の生乳の情勢を大体しゃべっていただいたので、私からはそれほどしゃべりませんが、議員がおっしゃるとおり生乳は本州の学校給食用の飲用乳が止まっています。実は、国内で生産される生乳の約360万トンが、牛乳として市場に出回っています。これ学校給食分も含めてです。そのうちの10%、約36万トンが年間学校給食分として使われているということで、これを1日で換算しますと大体1,900トンから2,000トンが学校給食で生乳が使われているという事になります。これが今、長期的に学校給食が止まってこの日数的なものは含まれるのですが、生産者の損失というのが、今農林水産省で試算をした中では約15日間学校給食の牛乳は止まると、15日間で10億円の損失が生じられるというような試算がされております。こういうことから、かなり生産者の負担も大きいわけでありまして、牛は毎日絞らなければならない動物ですので、この生乳の行き場は、議員がお話あったとおりに各乳業メーカー、指定団体含めて今一生懸命加工向けに仕向けています。そのほとんどがバター、それから脱脂粉乳です。今ヨーグルト需要が非常に高いもので脱脂粉乳への転換が非常に活発になっているのですが、それも幾分の余裕があるのですけれども、これが長期化すると需給バランスも当然崩れてくるだろうというようなことで非常に危惧されている状況であります。特に、私ども北海道の生乳生産につきましては、どのような影響かということでありまして、今現在、北海道の牛乳も本州にかなり飲用向けとして輸送されています。これも今完全にストップしている状況であります。御存じの通り、北海道の牛乳の8割以上はほとんどが加工向けに仕向けられておりまして、一部の生乳の行き場がなくなるということは、その分はまたさらに加工向けが増えるということで北海道の各乳業メーカーは大変混乱している状況ではあります。何とかまだクリアできるだ

ろうと、ただ貿易の関係上で輸入する枠もあります。

**○議長（波岡玄智君）** 農林課長。総論的な質問もありました。したがって総論的な答弁となってしましましてお互いに認識しあっている所はカットして、このことに対して聞くということだけ答えてください。1時間でも2時間でもかかります。お願いします。

**○農林課長（久野義仁君）** そういうこともありまして、乳牛価格につきましては、議員がおっしゃられたとおり、60万円という乳牛価格が適正かというのは、産業振興資金貸付委員会という外部委員会がありますので、そちらで実は昨年10万円を上げたという経過があります。議員が言われたとおりに乳牛価格が高騰したという経過もありますので、今の状況コロナの関係も含めて4月に総会を行う予定になっておりますので、またこの単価の適正な見直しが図られるかどうかまだ分かりませんが、しっかり話していきたいと思います。

それから意向調査の関係でございますが、この森林環境贈与税の使い方ということで、2年間の令和元年と令和2年で意向調査をしっかりとやって民有林の森林の実態を把握していきます。その上で先ほども申し上げたとおりしっかりと間伐や植栽が行われてない場所に関しては、どんどん進めてくという考えには変わりはありません。この贈与税をどういう形で活用するかということは今後検討していきたいと思います。是非それが進んでいけるような有効な贈与税の使い方ということで考えたいと思いますので御理解いただきたいと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 7番成田議員。

**○7番（成田良雄君）** それでは1点質問をします。先ほど同僚議員も質問しましたけれども、53ページのへき地保育所の助成金と55ページの常設保育所の助成金についてでございます。

先ほども町長から答弁いただきましたけれども、町長の公約である子育て支援策として本当に町長の英断によって、また担当者の努力によって、この度補正、また新予算、新年度においても新事業が始まるということで、大変保護者の皆さんも喜んでおります。これは全員協議会でも我々議員には説明されましたけれども、今までの質問では内容的にわからない方がいると思いますので、担当者からの説明をお願いしたいのですが、これは前年度10月から3歳以上そして3歳未満の非課税世帯は保育料の無償化に伴って、副食費を同僚議員も9月の定例会でも常設の3歳未満の副食費も無償化という要望をしました。この度、町長の英断で実施することになりました。そういう意味で本

当に新たな事業でございます。特にへき地保育所においては、今までへき地ということで、保育料が1万6000円位の安い保育料で保育しておりましたけれども、この度、昨年10月から完全無償化ということで、常設もへき地も同じ立場ということになりました。そういう意味で不公平感のないようにということで先ほど答弁ありましたけれども、要望書を提出しそこからだと思います。そういう意味でこの助成金の対象者、人数、助成額、常設、へき地、その他で予算化されておりますので、今までの経緯と対象者、人数、助成額、そして今後の経過について分かりやすく、そして簡略に説明をお願いしたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（梅村純也君）** 53ページと55ページの給食費等助成金の関係でございます。まず、対象者数でございます。今回の補正に関してですが、常設保育所分で29名、へき地保育所分で48名、また町外の私立幼稚園の関係で3名、合わせて80名ということになっております。

経過ということでございますが、まずこれについては、議員がおっしゃられたとおりに昨年9月の定例会で10月からの保育料の無償化、3歳以上の無償化の可決をいただいたのを受けまして、各保育所を回って保護者に今後無償化の方向であるということの説明させていただきました。また9月議会の中で、議員から未満児についても無償化すべきではないかという御指摘も受けまして、それについての検討を重ねてきたところでございます。説明したところ、へき地保育所保護者の方からそれでは不公平ではないかという御意見ございまして、そういう状況を理事者に報告しまして、さらにまた、検討を加えまして、やはりその不公平感を払拭するためには、給食費の助成という形をとるべきではないかという結論に達した上で、今回の補正予算を提出させていただいたところでございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 成田議員。

**○7番（成田良雄君）** 答弁漏れがありますけれども人数、助成額です。対象者は常設では、3歳未満だと思いますけれども、へき地は全対象者、その他についても3名ということでございますので、そして今後の新年度予算にも助成金として決定されておりますけれども、今後の経過についても御説明願いたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長

**○保育所長（梅村純也君）** すみません。答弁漏れがございました。助成額でございま

すが、まずへき地保育所は、48名に対しまして115万4000円でございます。これには町外の私立幼稚園の分の3名も含んだ予算でございます。常設保育所29名に対しましては、78万3000円の補正予算。1人当たり常設保育所では4500円の助成とさせていただいております。これは国の基準に沿ったものです。へき地保育所では、1人当たり3780円。町外の幼稚園に関しましては、1人当たり3600円となっております。これは1日の基準額180円としまして、常設保育所では25日分の給食提供、へき地保育所では21日分の弁当、幼稚園では20日分の弁当という設定でございます。また今後、新年度以降の状況といたしますか、予想される経過であります。新年度予算で合わせて370万円ほどの助成を予算要求させていただいております。これは先ほど他の議員さんの質問にもございましたが、へき地保育所においては令和3年4月を目標として給食提供する予定でございますが、それまでの期間の助成とさせていただきます。常設保育所におきましては議員がおっしゃったとおり3歳未満児に対する助成ですが、こちらについては今も給食が提供されておりますので、来年4月以降も同じように、この助成がされる予定でございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 成田議員。

**○7番（成田良雄君）** もう一つ肝心な事が説明されておられません。今回の予算については、昨年度の10月に遡って予算計上し、今年の3月までというふうに説明されておりますけれども、そのとおりでよろしいか。昨年10月に遡って、対象者が全員に助成金を支給するというのでよろしいか。その点だけ最後に聞きたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 保育所長。

**○保育所長（梅村純也君）** 議員おっしゃるとおり今年度分につきましては、10月まで遡って支給させていただきます。支給の予定日ですが3月末に申請受けまして、4月中旬頃になろうかと思っております。現在、通所自粛を実施しておりまして、通所されていないお子さんの給食費はどのように扱うかというところで、道と協議中でありまして、若干遅れる可能性もございます。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

11番中山議員。

**○11番（中山真一君）** 15ページ国庫補助金のプレミアム付商品券事業費補助金291万5000円の歳入の減額でございます。これにつきましては、昨年6月の補正で新規として400万円がつけました。歳入には、291万5000円があるのですが、

歳出の民生費に6月の時には、400万円載っておりましたけども、今回は載っていません。これは歳出の民生費に同額の減額があつてしかるべきだと思いますが、載らないのはなぜなのか、その理由をお知らせいただきたいなと思います。2番議員の質問と重なるところがあるかと思ひますし、また答弁も重なるところもあるかと思ひますが、この件につきまして少し私の方から詳しく質問させていただきます。これは消費税が10%に引き上げに伴い、家計の負担緩和や地域の消費下支えのため、市町村が対象となる人々に対して25%お得に買い物ができるプレミアム商品券を発行し販売するという事業だと思います。対象者につきましては、先ほどの答弁の中で低所得者という表現されていましたが、正式には住民税非課税の方、また3歳未満の小さな乳幼児のいる子育て世帯の方が対象かと思ひますが、先ほど2番議員さんの質問もありましたが、400万円が国庫から出てくると。そうしますと、このプレミアム商品券は、4倍の1600万円の発行の計画ではなかったのかと。1600万円が地域商工会の店に行くことによって、地域の消費の下支えにもなってくるでしょうが、残念ながら先ほどの説明で27.1%しか使われていなかったということは、1600万円の計画だったのが、27%となると434万円で国に290万円を返さないといけないという、もったいない事になってしまった。

この原因について先ほど一部の説明ありましたが、やはりこの対象者が住民税非課税者ということですが、厚生年金の年金生活者だって非課税の方がたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。生活保護の受給者は該当外ですから、例えば、灯油、ガソリン、油関係とか、また3歳未満の子供さんのいるところだと、ミルク、オムツ、食材とかいろいろと町内で買えるものが25%もお得だったら売れたのではないのだろうと。それがたった27%だったのは、先ほど聞いていますと、12回の行政無線とかチラシを4回撒いたとか周知を行っていますけれども、何か周知の方法に問題はなかったのか、それにつきまして、もう一度お尋ねさせていただきたい。そしてまた、対象者はどのくらいいらっしゃるのか。例えば、今商工会が発行していますプレミアム商品券につきましては、1世帯4万円で4万8000円の商品券を買える。これはすぐに大体毎年売り切れるような状況でございますけれども、先ほどの非課税世帯の方ということだと、例えば、その家庭が奥さんと2人の場合、1人が2万5000円分を買えるわけですから、2人だと5万円分を4万円で買えるということで、先ほど言いました灯油やガソリンとかに使えるわけですから、何かなかったのかどうか、周知の方法をもう一

度お尋ねさせていただきたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 15ページ、プレミアム付商品券事業費補助金291万5000円に関する質問ですけれども、まず今回の歳入につきましては、商工会の販売実績がありますが、それをもとに減額をさせていただいております。歳出ベースの委託料の部分だったと思いますけれども、実は商工会の事務費の委託も、事務経費の関係の部分も別々な契約になりますが一緒に委託しています。今回は商品券販売と換金の業務手数料の二つありますので、その分については3月31日までが契約期間となっていますので、それをもって精算することになっています。歳出還付という形で事業を完了するという方法になっておりますので、その額についてまだ確定していないということで今回の補正はしておりません。

それと全体への周知の方法ですけれども、防災無線、国でもテレビ、ラジオ等含めてしていますけれども、なかなか利用が進んでいないです。非課税世帯に対する部分ですけれども、推計では664件が対象になっているのではないかと推計ですがあくまでも、扶養になっている方とかいる場合もありますので、その辺はやはり審査しないとわからないので、税情報の関係もありますので申請が上がってきた時点で、扶養状況とか、非課税の状況を確認させていただきますけれども、この方々について193件、664件の対象に対し193件の申請がありました。これが29.06%です。よく新聞に出る申請が低調だという報道がありますけれどもこの数字のことです。だいたい各町村で3割とかです。直接、非課税通知という税の通知があるのですけれども、それと合わせて御案内している町村については、もう少し高いところもありますけれども、一般的に低調だというお話を聞いています。あと子育て世代については、147件あります。これは3歳未満の子供さんのいる世帯です。147世帯ということで、193と147を合わせて300世帯に引き換え券がお手元に届いているという状況です。これから皆さんが購買してくれるという状況になりますけれども、それが1セット5,000円の商品券を1,085セット、今回は買っていただいたという形になります。商工会と連携しながら広報の時期を色々と打ち合わせをしました。あと、先ほどもお話しをしましたがけれども、やっぱり販売場所が、商工会に行かないと買えないという事が、この券を持っていても行かないという人もいて購買に繋がらなかったところもあります。あと低所得者については、なかなか券を持っていても最終的に買わなかった人もいます。確

認をしたのですけれども、券を持っていて未購入が低所得者世帯で38件分です。子育て世帯分が84件ありましたので、122件が商品券の引換券を持っているのですけれども、購入をしてないという実態があります。やはりあの直接、買う場所も含めてお金を持っていかなければならないというところが、なかなか進まない状況かと分析しているところです。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**○11番（中山真一君）** まず、1番最初の件ですけれども、歳出に計上しないのは、商工会とのやりとりでもって、普通だったら幾らかでも歳入が減額があれば、歳出の減額もあってしかるべきかと思うのですけれども、これはそうすると専決処分でやると決まってから専決処分でやるということになるのかどうかその辺だけ。普通ですと例えば大まかな数字だけでも出しているのではないかなと思うのですが、その辺に疑問がありました。

それから、周知の方法ということで対象者に対して、非課税の方ですから29.06%ということですが、これ商工会のプレミアム商品券だって、自治会配布の中に入ってきた引換券を持って商工会に行くわけです。そういうこと言うなれば同じような方法ではないのかと思うのですけれども、それがこのプレミアム商品券だけ27%しか使われなかったか、もっと言うなれば国がせっかく出してこれだけ使いなさいと言ってくれたお金を返さないといけなくなってしまったということが、もったいなかったという気がするのですけれども、今後もこの反省点として、もしこういうことが続くとすれば、どういうことが考えられるのか、その辺だけお尋ねさせていただきます。

**○議長（波岡玄智君）** 企画財政課長。

**○企画財政課長（金澤剛君）** 歳入があって、歳出がないというお話でございます。議員がおっしゃるとおり、通常の予算であれば、歳入減額をすれば、対応する歳出の補正をするというのがこれ原則当然でございます。先ほど福祉保健課長も若干申し上げたところなのですけれども、今回の歳出につきましては、これから払うものは払わなくてもいいということではなく、既に1回払ってしまっています。それを戻してもらおうという形になりますので、今現状として歳出は使い切っております。精算で例えば400万円を払ってあるのですけれども、200万円しかかからなかったので200万円を返ってきますという形になります。今回の場合、商工会からです。現状として今、予算措置されている歳出が使ってしまえないという状況でございますので、返ってきた後に実際の

実績に基づいて、補正をお願いするという事で今回は歳出の計上できなかったという形でございます。3月が最終補正ですので、本来であればここで補正させていただくところなのですが、そういったことで今回は歳出の計上できなかったということ、致し方なく3月末日の専決処分でご報告させていただくということをお願いするところなのですが、そういう状況を御理解いただきたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**○福祉保健課長（渡部直人君）** 全般的に販売が低調ということで金額で言えば、商品券の額面では予算上は2000万円ありました。それが結局今回の実績では542万5000円分の販売しかなかったということで全体の27%となりました。今後同じような事業があった場合には周知の仕方、また、この申請して買うという行為であります。希望者の家の状況とか考え方とその手間ですが買いに行くという場所で今回は商工会臨時販売の時期以外は商工会でしか買えないということもありまして、これは国で販売業者の関係があるので販売業者が販売しなければならない形です。そこから再度商店に委託にはできないものですから、商工会がすべて販売窓口になっていただいているところです。それは商工会が行っているプレミアム商品とは売り方が少し違うところかと思うので、その辺で販売の金額が率的には落ちてしまうのかと分析しております。あと、申請をしてもらう行動もありまして今回は29%でした。全国的に年寄りも含めてわざわざ行って手続するのが面倒だということが多いです。前に臨時給付金とかありましたけれども、あれは直接お金の支払いをした給付金ですけれども、今回は商品買うという行為のほかに申請をするという行為がありますので、そこで率が下がったのかと思います。今回の非課税世帯の抽出の部分では推計664世帯ですけれども、この通知の仕方で工夫した方がいいかということで、あとで他町村の例も参考に、例えばその非課税通知ではないのですが、それに替わるものを送っている町村もあると聞いています。税法上の関係もありますので、その辺の調整を関係者と協議しなければならないのですけれども、いずれ申請をしてもらえるようなことは、今後、同じような制度が出てきた場合は考えていかなければならないかと思っております。今回は減額補正という形で291万5000円の減額という形の提案とさせていただきます。御理解いただければと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 町長。

**○町長（松本博君）** この制度は町長も進捗率悪いですから、担当者と話したのです

けれども正直のところ、プレミアム付商品券、プレミアムではないのです。買わないのです。買いたくないのです。買わなくてもいいと思っているのだから、さっき言った給付金だったら給付金で渡せばよかったです。この制度は国の制度が間違っていたと思います。だから、こんな結果になったのです。そんなに良いものだったら買います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** 核心がありましたのでよろしいですか。

次の方どうぞ。

3番秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** 1点御質問します。81ページの建設行政事務に要する経費で補助金の既存住宅耐震改修費補助の60万円であります。なかなか執行されていないように思います。この内容は、耐震改修工事の実施に伴う工事で最大30万円の補助となっております。この中に含まれているのが外壁、屋根の工事、断熱の改修など入っております。この執行されない要因は何なのか。また、対象になるのは昭和56年5月以前の住宅ということになっておりますので、防災の関係でも、少しでも耐震化率が上がることはと良いことと思っておりますが、どのくらいの住宅が対象に上がっているのか、その辺がもし分かれば教えてください。

それから、もう1点下の方の安心住まい促進事業助成金であります。これは当初予算350万円ですが、追加補正で30万円の増となっております。大変活発に利用されているものであります。その内容であります。新築とリフォームとそれから水洗化改造の3点になっておりますが、この内容と利用された件数が分かれば新築、リフォーム等に分けて説明をいただきたいと思っております。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（赤石俊行君）** 81ページ、建築行政事務に要する経費についてお答えいたします。まず、既存住宅耐震改修費補助の関係でございます。こちらは最大震度6の地震が発生する恐れがあるというところで、そこで地震発生時に住宅倒壊の被害を軽減するための対策ということで、改修費に対して最大で30万円を補助するという制度でございます。こちらは昭和56年以前に着工をされた建物が対象でございます。壁柱等の補強を行うということに補助とするものでございます。今年度につきましては最大30万円ですので、2件分で60万円の予算を計上してございましたけれども要望する方が1件もなかったというところでございます。現在、対象の件数につきましては資料を

持ち合わせてごさいませんので、後ほどお知らせさせていただきたいと思います。

もう1点の安心住まいの促進事業助成金の関係でございまして、こちらに関しては、議員がおっしゃいましたとおり新築に関しては、500万円以上の新築で一律30万円。リフォームにつきましては最大で20万円。それから水洗化改修工事はこちら30万円以上で一律3万円の助成になってございまして、こちらの実績についてでございまして、これは平成27年度から開始している制度でございまして、27年度から合計で133件の申請がございまして、助成額につきましては合計で1878万6000円でございまして、令和元年度につきましては、27件で合計助成額が418万5000円でございまして、令和元年度の助成額の内訳ですけれども、新築で150万円、増築で20万円、修繕改修で248万5000円、合計418万5000円。これは助成決定した金額でございまして、件数でございまして、新築の件数が5件、増築で1件、修繕で21件、合計で27件の実績でございまして、以上でございまして。

**○議長（波岡玄智君）** 秋森議員。

**○3番（秋森新二君）** 水洗化は無かったということですね。既存住宅耐震改修費でありますけれども、予算計上されても60万円ということで、確かこのままだと思いますけれども金額も低いということで、利用が無いのかとそんなふうに素人の考えで思っていますけれども、大切な住宅を防災の面では56年以前の住宅ですから、本当は改修をしていくといいと思っていますが、この、工事内容に外壁や屋根とかそれから断熱工事も含まれていますから、リフォームとセットでこれを利用すれば、もう少し住宅耐震の方にやる人がいるのではないかとそんなふうに思っていますけれども、それは無理な予算の使い方になるのですか。その辺を聞き終わりたいと思います。

**○議長（波岡玄智君）** 町長が先にやります。町長。

**○町長（松本博君）** この60万円という事業費は、歳入19ページ、上から7行目、既存住宅耐震改修費補助ということで30万円が入ってきます。2件分で予算をしているのです。やらないのです。60万円ではできないのです。耐震をやるとすれば、ただ予算化しています。国の政策でしていますけれども、そして組み合わせるとなれば、すごく高いものになる気がします。それだったら、耐震しないほうがいいのかというふうに思いますので、これは決してやりたくないと言いませんけれども、希望者はいないと思います。以上です。

**○議長（波岡玄智君）** いいですか。

○3番（秋森新二君） はい。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

これで質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。これから議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10 議案第10号 令和元年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号) について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第10 議案第10号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第10号「令和元年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、年度末にあたり事業費の確定や保険給付費、国民健康保険税、道支出金の決算見込みに基づくもので、必要とされる予算の補正をお願いしようとするものです。

補正の主な内容を申し上げますと、歳出1款総務費では、国民健康保険財政調整基金への積立金と北海道国保連合会負担金で、494万2000円の追加。2款保険給付費では、医療費等の実績見込みにより3240万8000円の追加。5款保健事業費では、健康づくり事業に要する経費で100万9000円の追加、疾病予防事業に要する経費で48万円の減額、特定健康診査等に要する経費で108万8000円の減額、医療費適正化特別対策事業に要する経費で85万2000円の減額となり、全体で141万1000円の減額。

以上により、今回の補正額は3593万9000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、1款国民健康保険税では、最終収納見込みにより943万6000円の減額。2款道支出金では、変更申請による交付見込みにより、3045万7000円の追加。4款繰入金では、保険基盤安定繰入金軽減分31万2000円の減額と保険基盤安定繰入金支援分129万3000円の追加で、合わせて、98万1000円の追加。5款繰越金は、前年度剰余金で1194万3000円を追加。6款諸収入では、健康診査等負担金などの実績見込みにより、199万4000円の追加となります。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は、11億5765万1000円となります。なお、この度の補正予算につきましては、去る2月18日開催の令和2年第1回浜中町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付で答申をいただいているところです。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第10号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第10号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第 1 1 議案第 1 1 号 令和元年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第 1 1 議案第 1 1 号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第 1 1 「令和元年度浜中町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正につきましては、年度末にあたり後期高齢者医療広域連合納付金、保険料、繰入金、繰越金の決算見込みに基づくもので、必要とされる予算の補正をお願いしようとするものです。

補正の内容を申し上げますと、歳出 2 款後期高齢者医療広域連合納付金では、実績見込みにより 1 7 6 万 5 0 0 0 円を追加。

一方、歳入につきましては、1 款後期高齢者医療保険料では、最終収納見込みにより、特別徴収保険料 1 1 3 万 1 0 0 0 円の減額、普通徴収保険料の現年度分 2 8 3 万 2 0 0 0 円の追加、滞納繰越分 1 9 万 7 0 0 0 円の減額となり、全体で 1 5 0 万 4 0 0 0 円を追加。2 款繰入金では、保険基盤安定繰入金 6 0 万 5 0 0 0 円の減額、事務費繰入金 6 2 万 9 0 0 0 円の追加、全体で 2 万 4 0 0 0 円を追加。3 款繰越金は、前年度決算剰余金 2 3 万 7 0 0 0 円を追加するものであります。

この結果、補正後の歳入歳出の総額は 7 6 4 6 万 8 0 0 0 円となり、今年度の後期高齢者医療特別会計は、予算の範囲内で決算できる見込みであります。

以上、提案の理由をご説明しましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます

○議長（波岡玄智君） これから議案第 1 1 号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

○1 番（川村義春君） 1 3 0 ページ広域連合負担金でありますけれども、これについての算定の基礎は 3 0 年度と元年度の 2 カ年とも均等割が 5 万 2 0 5 円、所得割率が 1.5 9 % で算定されると思うのですが、今の説明では実績見込みということですが、1 7 6 万 5 0 0 0 円の増えた主な要因というのは、どういうものでしょうか。均

等割については変わらないと思うので想定するには、所得割の増かと思うのですが、そういう考え方でよろしいかどうかだけ確認しております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（佐々木武志君） 後期高齢者医療広域連合負担金の増の要因ですけれども、均等割についてはその形で所得割ということでその分が増になったということで、理解していただきたいです。

○議長（波岡玄智君） いいですか。

○1番（川村義春君） はい。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第12 議案第12号 令和元年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第12 議案第12号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第12号「令和元年度浜中町介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、今年度の介護給付費及び地域支援事業費などの支出見込みにより今

後必要とされる経費の追加及び減額について補正をお願いするものであります。

補正の内容を申し上げますと歳出、1款総務費では、介護保険推進に要する経費で、7万3000円の減。2款保険給付費では、居宅介護サービス等給付に要する経費で1321万円の減、施設介護サービス給付に要する経費で100万円の追加、居宅介護サービス計画給付に要する経費で100万円の減、高額介護サービスに要する経費で30万円の追加。3款地域支援事業費では、介護予防・生活支援サービス事業に要する経費で210万円の減、包括的支援事業に要する経費で20万円の減。4款基金費では、基金積立金で1699万円の追加。以上により今回の補正額は192万6000円の追加となります。

一方、歳入につきましては、1款介護保険料、第1号被保険者保険料572万8000円の追加。2款国庫支出金、介護給付費負担金135万7000円の減、調整交付金637万4000円の減、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）16万円の追加、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）7000円の減、保険者機能強化推進交付金54万3000円の増、事業費交付金16万7000円の追加。3款道支出金、介護給付費負担金504万7000円の減、地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）7000円の減、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）4000円の減。5款支払基金交付金、介護給付費交付金1132万2000円の減、地域支援事業支援交付金20万1000円の減は、いずれも歳出に伴う交付見込みによるもの。6款繰入金、介護給付費繰入金161万4000円の減、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）7000円の減、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）4000円の減、その他繰入金119万6000円の減は、いずれも歳出の見込みに伴うもの、低所得者保険料軽減繰入金は保険料の確定により8万9000円の追加。7款繰越金、前年度余剰金2237万9000円を追加し、収支の均衡を図ろうとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億7232万6000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第12号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

1 番川村議員。

○1番（川村義春君） 介護保険料につきましては、第7期ということで、平成30年から令和2年までの3カ年の計画で進められるものでありまして、第5段階が平均で5万6400円、月額4,700円というふうになっておりますけれども、令和3年には今度改定になるということで、それに備えるための保険料の財源として介護保険給付準備基金があると思います。それで、今回1700万円を積立てして去年までの前年までの分を加えて準備基金が幾らになるのか。現在の数値で準備費がどのくらいあるのか。それを知りたいのと、去年も聞きましたけれども、介護認定の状況を今年度の3月時点で要介護1から要介護5まで、それから要支援1、2の状況をこれについて分かるようなら教えていただきたい。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 145ページ、介護保険給付費準備基金積立金。今回は1699万円を補正しておりますけれども、既定予算額1万円ありますので、合わせて1700万円の積立てを令和元年度しようとしております。

基金残高ですけれども、現在413万4000円ありますので、1700万円を積むと年度末で2113万4000円ということになると思います。介護保険料の計画が、議員がおっしゃるとおり期間は令和2年度で終わりますので、新年度の計画を2年度中に策定し、3年度からの保険料改定に備えるということで、この財源を使いながら色々なニーズ調査などをしながら保険料を決定していくという形になるので、御理解いただければと思います。

それと介護認定状況ですが、3月6日現在という形になりますけれども、全体で要支援、要介護を入れて255名という形です。順番に言いますと、要支援1が12名、要支援2が23名、要介護1が52名、要介護2が51名、要介護3が36名、要介護4が40名、要介護5が41名ということで、合わせて255名となっております。近年の状況をいいますと、ほとんど介護認定者数が増えていないというところですので、これは介護予防が着実に成果として上がっているのかと認識しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第12号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第13 議案第13号 令和元年度浜中町診療所特別会計補正予算(第2号)について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第13 議案第13号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第13号「令和元年度浜中診療所特別会計補正予算(第2号)」について、提案の理由をご説明申しあげます。

この度の補正は、令和元年度浜中診療所特別会計の決算見込みに基づく補正予算で、光熱水費等の不足分の追加と事業費の確定等による減額について補正をお願いしようとするものであります。

補正の内容を申し上げますと、歳出では、1款総務費、浜中診療所維持管理に要する経費では、11節需用費の光熱水費で電気料41万3000円を追加、修繕料で職員玄関ドア修理5万3000円を追加するなど52万7000円を追加。浜中診療所運営に要する経費では、2節給料の一般職805万5000円などの減額で1409万8000円の減額。2款医業費、医業に要する経費では、11節需用費の医薬材料費59万7000円を追加、13節委託料の臨床検査委託料108万円の減額で48万3000円の減額。入院患者等寝具に要する経費では、14節使用料及び賃借料の入院患者寝具賃借料1万円を追加。入院患者等給食に要する経費では、11節需用費の賄材料費10万9000円を追加。以上により今回の補正額は、1393万5000円の減額となります。

一方歳入につきましては、1款診療収入では、1項入院収入で国民健康保険診療報酬収入49万1000円などの減額で総額206万3000円の減額、2項外来収入では、国民健康保険診療報酬収入63万2000円などの減額で総額481万7000円の減額。2款使用料及び手数料では、予防接種料64万2000円の減額。3款繰入金では、一般会計繰入金501万3000円の減額。6款町債では、過疎地域自立促進特別事業債140万円を減額しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ1393万5000円を減額し、2億4976万9000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第13号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第13号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第14号 令和元年度浜中町下水道事業特別会計補正予算  
(第3号) について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第14 議案第14号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

**○町長(松本博君)** 議案第14号「令和元年度浜中町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、令和元年度の決算見込みに基づくものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳出では、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で一般管理に要する経費61万2000円の減は、2節給料9万7000円の減から19節負担金、補助及び交付金1万5000円の減は執行残、27節公課費27万6000円の減は消費税の確定申告によるもの。2款下水道費、1項下水道費1目下水道事業費で特定環境保全公共下水道事業に要する経費159万1000円の減は、9節旅費2万3000円の減から15節工事請負費156万9000円の減は執行残、19節負担金、補助及び交付金1000円の追加は不足見込み分。農業集落排水事業に要する経費21万8000円の減及び漁業集落排水事業に要する経費155万5000円の減は執行残。2目処理場管理費、霧多布クリーンセンター管理運営に要する経費196万1000円の減は執行残、茶内クリーンセンター管理運営に要する経費206万2000円の減は11節需用費117万9000円から13節委託料83万4000円の減は執行残、19節負担金、補助及び交付金6000円の追加は不足見込み分。散布クリーンセンター管理運営に要する経費61万7000円の減は執行残。3目管渠管理費、特定環境保全公共下水道管渠施設の維持に要する経費71万2000円の減から漁業集落排水管渠施設の維持に要する経費23万5000円の減は執行残。3款1項公債費、2目利子で、地方債償還利子、23節償還金、利子及び割引料10万円の減は貸付実績による執行残。以上により、今回の補正額は994万2000円の減額となります。

一方、歳入につきましては、1款分担金及び負担金、公共下水道事業受益者分担金など86万5000円の追加、2款使用料及び手数料、公共下水道使用料など9000円の減額、4款繰入金、一般会計繰入金1079万8000円を減額しようとするものであります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、3億7338万7000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長(波岡玄智君)** これから議案第14号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

2 番田甫議員。

**○2 番（田甫哲朗君）** 1点確認させてください。167ページ特環・農集・漁集の3事業に関する污水管の工事なのですけれども、それぞれ減額になっていて公共と漁集については、執行額が半分程度にとどまっております。これの予算というのは、污水管の補修工事にかかるものかと思うのですが、当初見込んでいたものより更新なり補修が必要なかったというふうにとらえていいのか。それと合わせて、この工事をすることによって有収率といいますか要するに下水道管に余分な水が入り込まないという意味においては、意味のあることなのですけれども、この有収率の推移を数字的に示していただきたい。間違いなく改善していますよというものがあれば、そのように示していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

**○議長（波岡玄智君）** 建設課長。

**○建設課長（赤石俊行君）** 167ページ、漁業集落排水事業に要する経費で污水管渠工事の減額についてでございます。漁業集落排水に要する経費の部分については155万5000円の減額ということで少し金額が大きいのですが、こちらは散布ですけれども、この管渠工事の当初予算で3件分をみております。その内1件分が194万円、それとあと2件分が66万円掛ける2件の合計326万円という予算でございまして、実績については散布で、1件分の実績で170万5000円という工事で終わっております。これで残額が155万5000円です。この残額を今回落とそうとするものでございます。

有収率については、数字で今お示しすることができませんけれども、この改修することによって間違いなく効率的に改善されるということは間違いのないことですので、今後も進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（波岡玄智君）** 田甫議員。

**○2 番（田甫哲朗君）** 多分活舌が悪かったのかもしれませんが、僕は3事業の減額についてということで尋ねました。それで僕の勘違いで、今回は新たに新築して、下水道管につなぎ込む為の予算だと今理解しました。それで、公共についても予算額330万円に対しての157万円の減額です。漁集と同様に何件分を予定していて、同じく農集についても説明いただければと思います。この有収率を上げる為には、污水管渠維持管理の方の予算になるのかと思うのですが、これは毎年度計画的に進めているのだろうと

思うのですけれども、その確認だけさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（赤石俊行君） まず、特環の件数でございますけれども、当初予算は330万円ということで5件分をみておりまして、実績につきましては新川で1件、浜中で2件の実績でございます。3件で171万9600円という実績でございます。農集につきましても同じく、3件分を予算で見てくださいまして、実績については176万1200円という実績でございます。これは補修ということではなくて、住宅の新築による管渠整備ということでございます。農集は茶内で3件の実績でございます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） よろしいですか。

○2番（田甫哲朗君） はい。

○議長（波岡玄智君） 特にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第15号 令和元年度浜中町水道事業会計補正予算（第2号）  
について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第15 議案第15号を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第15号「令和元年度浜中町水道事業会計補正予算（第2号）」について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書184ページの予算説明資料をお開きください。この度の補正は、決算見込みによるもので、収益的収入で、1款水道事業収益、1項営業収益は、給水収益200万円を追加。2項営業外収益は、一般会計補助金933万9000円と長期前受金戻入益24万3000円をそれぞれ減額するものです。収益的支出で、1款水道事業費用、1目浄水及び配水費20万円の減額は決算見込みによる執行残。2目総係費716万4000円の減額は、今年度の人事異動に伴い人件費と執行残を減額するものです。3目減価却費19万6000円の減額は、前年度資産取得予算の執行残に伴い減額するもの。4目資産減耗費2万2000円の減額は、除却費の実績見込みによるものであります。

176ページにお戻り頂き議案第2条、収益的収入及び支出の補正後の予定額はそれぞれ758万2000円を減額し、1億8407万4000円となります。185ページをお開きください。次に資本的収入で、1款資本的収入165万4000円の減額は、いずれも建設改良費の事業費確定などに伴い、その財源を減額するもの。186ページをお開きください。資本的支出で1款資本的支出229万2000円の減額は、いずれも建設改良費の執行残と実績見込みによるもの。

176ページにお戻り頂き、議案第3条、資本的収入及び支出で、補正後の資本的収入の予定額は3579万5000円、資本的支出は8421万4000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を4841万9000円に、過年度分損益勘定留保資金で補てんする額を3841万9000円に改めようとするものであります。

また、第4条では、継続費の総額を5302万1000円、年割額を令和元年度3001万1000円、令和2年度2301万円。第5条では、配水施設整備事業の起債の限度額を3000万円。第6条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費は4756万円。第7条では、他会計からの補助金を4193万円9000円にそれぞれ改めようとするものであります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第15号の質疑を行います。

歳入歳出一括して行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。これから議案第15号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後3時07分)

(再開 午後3時30分)

○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎日程第16 町政執行方針

---

○議長(波岡玄智君) 日程第16 町長より令和2年度町政執行方針の表明を受けます。

町長。

○町長(松本博君) 令和2年第1回浜中町議会定例会の開会にあたり、新年度における町政執行の基本姿勢と主要施策の概要について申し上げ、町民の皆様並びに町議会議員の皆様に、御理解をいただきたいと存じます。

(町政執行方針説明あるも省略)

---

### ◎日程第17 教育行政執行方針

---

○議長（波岡玄智君） 日程第17 教育長より令和2年度教育行政執行方針の表明を受けます。

教育長。

○教育長（佐藤健二君） 令和2年第1回浜中町議会定例会にあたり、新年度における教育行政執行の基本姿勢と主要施策の概要について申し上げ、町民の皆様並びに議員の皆様にご理解をいただきたいと存じます。

（教育行政執行方針説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） 教育長は大変お疲れさまでした。

---

◎日程第18 議案第16号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第18 議案第16号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第16号「職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年4月1日より任用されます会計年度任用職員のサービスの宣誓について、制度導入前の任用形態や任用手続きが様々であることに鑑み、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことができることを明らかにするため、任命権者が別段の定めができる旨の規定を整備するものであります。

なお、施行期日については、令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第16号の質疑を行います。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 今提案があった、職員の宣誓については、内容の面でどのような内容のものなのか。A4の紙1枚に収まるものなのか、10行ぐらいで収まるものなのか、もっと短い形で収まるものなのか。その中に述べられるものは今まではこうであったが、今回からこういう内容も入れて宣誓していただくというようなことの説明を求

めたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今議員が御質問されました会計年度任用職員に求められる宣誓の中身という部分での御質問かと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長ちょっとお待ち下さい。

本日の会議時間は、議事の都合によってあらかじめ延長します。

○総務課長（藤山巧君） この分につきましては、基本的には会計年度職員であっても、地方自治体に勤める地方公務員という身分になりますので、そういった部分では一般職の宣誓書と何ら変わりございません。一般職の宣誓書につきましても、文章の行数といえますかそういったことから申し上げますと、4、5行の文章の宣誓の内容ということになっております。参考までに宣誓書の内容を申し上げますと、「私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。私は地方公務員の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務に執行することを固く誓います。」ということで、こういった部分を主旨として、地方公務員の身分として位置づけられる会計年度職員についても同様ということで、取り扱われることになるということでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 内容はそういう大ざっぱな内容ということで、私は理解いたしました。私がこの問題で質問に立ったのは、町長の執行方針の中でやはり浜中町の職員が任用制度での職員であったとしても、町長が執行方針の中で述べられていたように災害に強いまちづくり。いつ大きな災害が地震、津波がやってくるか分からないそういう状況の中で、やはり職員が働いている中で自分の身の安全を守ると同時に、自分の災害時のどういう動きをしなければならないのか。どういう立場で災害時に自分が行動しなければならないか。他の地域の自治体では、おおよそ考えられない中身の特色のある職員としての自覚というのが必要だと思います。ですが、その宣誓の中にそれを込めるとするのは、ちょっと無理があると思いますので、任用された時点での今の災害時の特色のある我が町の職員として、こういう心構えで仕事をしてほしいというようなそういう機会は設けられているのかどうか、関連して質問いたします。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○**総務課長（藤山巧君）** 今、御質問にあった災害時ですとか、災害の対応の部分での会計年度任用職員の置かれる立場という御質問についてお答え申し上げます。会計年度任用職員については今、防災計画の中でも一般職員としてはそれぞれの任務に当たるといことはされておりますが、会計年度任用職員につきましては、あくまでも行政の補助的役割の補完的な部分という趣旨もございますので、直接的には防災対応の中での会計年度任用職員の任務については、特に定めはございません。ですから、宣誓書の中にその辺を唱い込むという部分も当然に一般職員であれば、誠実且つ公正に職務を行うというのに当たりますけれども、会計年度任用職員に限って申し上げますと、今の災害対策等で特段の定め求められる部分というのは、この中には含まれてこないというふうな整理をしております。

○**議長（波岡玄智君）** 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（波岡玄智君）** これで質疑を終わります。

これから議案第16号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

---

◎**日程第19 議案第17号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について**

---

○**議長（波岡玄智君）** 日程第19 議案第17号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○**町長（松本博君）** 議案第17号「固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条

例について」提案の理由をご説明申しあげます。

この度の条例改正は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正により、法律名の改正及び条の移動が生じたことに伴い、関連規定を整備するものです。

条例改正の内容につきましては、第6条2項中、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151条）第6条第1項に改めるものです。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第17号の質疑を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 質疑なしと認めます。  
これから議案第17号の討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 討論なしと認めます。  
これから議案第17号を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。  
したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第20 議案第18号 公の集会施設の設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

---

**○議長（波岡玄智君）** 日程第20 議案第18号議題とします。  
本案について提案理由説明を求めます。

町長。

**○町長（松本博君）** 議案第18号 「公の集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

本条例の一部改正は、老朽化が進む浜中町茶内第一住民センターに代わる施設として、旧茶内第一小学校を（仮称）浜中町茶内第一住民センターとして、公の集会施設に追加するものです。旧茶内第一小学校については、平成31年3月の閉校後、茶内第一連合会より地域の公の集会施設として改修をして欲しいとの要望を受けていたことから、浜中町廃校施設利活用検討委員会での検討や、地域との協議を重ね、老朽化した現住民センターの代わりとして、また、閉校後の施設の有効活用を図ることとし、令和2年度より改修に向けた実施設計や工事を進める方針を固めたところであります。

旧茶内第一小学校を地域の公の集会施設とする際の名称につきましては、茶内第一連合会で検討の結果、現在と同じ名称としたいとの意向もあり、現住民センターと区別するためにも、（仮称）浜中町茶内第一住民センターとして本条例ではご提案させていただきました。令和2年度より実施設計を行い、設計完了後に工事の建設費や施工時期等の見通しが立つ予定であることから、工事完了までは、現住民センターと（仮称）浜中町茶内第一住民センターの両施設を本条例の規定に基づいた管理を行うこととし、工事完成後にあらためて、現住民センターを用途廃止するための条例改正の提案をさせていただき予定となっております。

なお、施行期日については、令和2年4月1日としております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（波岡玄智君）** これから議案第18号の質疑を行います。

1 番川村議員。

**○1番（川村義春君）** ただいま町長から提案理由の説明がありました、学校施設を住民センターとして利活用するということは、とても良いことだと私は思っています。その上で聞きたいのですが、同一地区に二つの集会施設が設置されると旧茶内第一小学校の改修工事の完了後に、現在の第一住民センターを別表1で削除するという提案なのですが、そうすれば茶内第一住民センターを削除すると仮称が残るのではないかと。これは、過疎債の関係があつて仮称がついているのか分かりませんが、もしできるのであれば、例えば浜中町茶内第一コミュニティセンターとかそういう名称にすれば、スム

一ズに改正ができたのかと思うのですが、その辺の解釈ですけれどもいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（藤山巧君） 今議員がおっしゃられるように、別表の施設の名称の関係の御質問でございますけれども、この学校の利活用の関係では色々と地元地域とも相談をしながら、その後の活用というところでは一定程度の整理をしながら、今後も進めていくこととなります。

名称についても地元地域の方からは、施設の整備が整った改修後も旧茶内第一小学校の名称としては、現在の名称をそのまま生かしたいというのが現時点の地域の要望でございます。それで、議員がおっしゃられたように茶内第一地区コミュニティセンターですとか、そういった名称ということにはせずに、改修後も茶内第一住民センターという名称で地元としてはいきたいということでしたので、そのこの区分けをするために今回、条例上では仮称という形にさせていただいております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○1番（川村義春君） 言っていることは分かります。地域の要望だからそのままいいのですけれども、要は、改修が終わった後に条例改正をまたするという事によろしいでしょうか。従来の茶内第一住民センターを無くするわけだから、そのまま残すと、仮称がついているからこのまま仮称は残りますよね。仮称は取るのですか。取るという条例改正をするという事で理解していいですね。わかりました。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第18号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第21 議案第19号 浜中町看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長（波岡玄智君） 日程第21 議案第19号を議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第19号「浜中町看護師等修学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、看護師、保健師等の専門職について、継続的に業務に従事しようとする人材の確保、養成を図ることを目的に、現在の情勢に応じた貸付対象の設定と貸与条件を設定するため、条例の一部を改正するものです。

主な改正内容を申し上げますと、第1条の目的、第2条の貸付対象に町内の医療従事者の現状を鑑み「診療放射線技師」を加え、併せて、「町に勤務しようとする者」を「町内の医療機関等に従事する者」に対象の見直し等をするものです。

第4条の貸付対象の特例では、修学時に貸付を受けていなかった者が町内医療機関等に勤務した時の特例の貸付額について、「72万円以内」を「月額12月分に相当」とし、同条第2項として、本条例以外の修学資金の貸付を受けている者で、町内の医療機関等に勤務しようとする者に対し、384万円を上限として貸付を可能としております。

第5条第2項では、町長は審査のうえ予算の範囲で修学資金の貸付を決定し、同条第3項として、町内医療機関等へ採用されることを保証されるものではないと規定。

併せて、文言等を整理し、所要の改正をしようとするものです。

なお、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上、提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから議案第19号の質疑を行います。

5番加藤議員。

○5番（加藤弘二君） 1点だけ。第8条の償還の免除の規定によりとありますが、こ

れは簡単にいうとどういうことでしょうか。地元の医療機関に採用された場合は、償還は免除されるという意味ですか。

○議長（波岡玄智君） わかりますか。

会議を中止します。

（中止 午後 5 時 1 5 分）

（再開 午後 5 時 1 6 分）

○議長（波岡玄智君） 会議を再開します。

答弁をお願いします。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（渡部直人君） 償還の免除ですけれども、従来は町内の医療機関に町職員として、例えば、看護師、保健師、歯科衛生士となった場合は対象としていたのですが、この度、町内の医療機関ということで、歯科診療所で例えば林医師の雇用でなった方、具体的には歯科衛生士となりますけれども、この方々が学校を卒業して採用になったと場合と町の医療従事者不足というのがありますし、あと今回追加したのは、レントゲン技師が今不足しておりますのでこの分を追加しております。町内で3年間勤務していただいた場合は償還を免除しますということです。貸し付けたお金を免除するという形になります。最大で保健師、看護師等の場合は8万円の12カ月で96万円が就職時に貸付となっておりますので3年間働いていただければ、その分が免除という形になります。以上です。

○議長（波岡玄智君） よろしいですか。

○5番（加藤弘二君） はい

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから議案第19号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第22 議案第20号 浜中町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

---

○議長(波岡玄智君) 日程第22 議案第20号議題とします。

本案について提案理由説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 議案第20号「浜中町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」提案の理由をご説明申し上げます

本条例の一部改正は、国土交通省で示されている「公営住宅管理標準条例(案)」の改正が平成31年4月に通知されたことによるものです。「公営住宅管理標準条例(案)」では、平成30年1月23日に総務省から国土交通省に対して低所得者、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者が安心して暮らせる環境の充実に資する観点から、公営住宅への入居者等に対する対応状況、住宅確保要配慮者への支援の実施状況等を調査した結果に基づき改善措置の勧告に伴うものであります。その勧告を受けて、本年4月1日より施行される民法の一部を改正する法律による債権関係の規定の見直し、単身高齢者の増加など公営住宅を取り巻く最近の状況を踏まえるとともに、これまでの公営住宅に係る制度改正の内容が反映されております。

主な改正内容としましては、入居者資格の見直しとして、収入基準の見直し。同居親族要件の削除。認知症の入居者に係る収入申告義務の緩和。入居者に修繕を要する費用の負担を求める場合の当該費用の負担について町長が具体的に定めなければならないことの規定。不正行為によって入居した者に対する請求額の算定に用いる利率を法定利率に変更しようとするものであります。

なお、施行期日については、令和2年4月1日としております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(波岡玄智君) これから議案第20号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから議案第20号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから議案第20号採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

(延会 午後5時22分)